うきは市
子どもの読書活動推進計画
（第２次）

うきは市・うきは市教育委員会

平成３０年４月

はじめに

うきは市では、子どもの読書活動の推進は市全体として取り組むことが極めて重要であると考え、平成２５年度に「うきは市子どもの読書活動推進計画」を策定し、以来、施策の推進に取り組んでまいりました。平成２９年度に改訂作業を行い、この度、第２次計画として策定の運びとなりました。

平成２５年に閣議決定された「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で示されたとおり、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要なことであります。なお、第四次の計画策定に向けて、現在作業が進められています。

今日、子どもを取り巻く環境は、ネット社会のさらなる進展やAIの発達などの急激な変化とともに、心身の健やかな成長にとって望ましくない状況も生まれています。少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、子どもの貧困など格差の固定化、地域間格差等の地域課題など、社会が急激に変化し複雑化していく中では、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付けていく上で、読書活動が大変重要な契機となります。このように、未来をたくましく切り開くための活力源となる子どもの読書活動を支援していくことは、うきは市全体に課せられた使命であります。

今回の改訂を契機として、学校、家庭、地域を始めとして市民の皆様の理解と協力により、子どもたちの読書環境がより一層高まっていくことを心より祈念いたします。

最後に、今回の計画策定にあたり、ご尽力いただきました「うきは市子どもの読書活動推進協議会」委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係各位のご協力に対し、心より厚く感謝申し上げます。

平成３０年４月

うきは市長　高 木 典 雄

目　　次

はじめに

「子どもの読書活動推進計画」（第２次）の策定に当たって …… １

第１章 第１次計画の総括と課題 …… ２

１ 国、県の子ども読書活動推進の状況 …… ２

２ 子どもの読書活動の現状（読書活動実態調査から） …… ２

３ 第１次推進計画施策の総括 …… ８

４ 子どもの読書活動推進の課題 …… 16

第２章 子どもの読書活動推進計画（第２次）の基本的な考え方 …… １８

１ 計画の目的 …… 18

２ 計画の理念と３つの柱 …… 18

３ 計画の位置づけ …… 18

４ 計画の対象 …… 18

５ 計画の期間 …… 18

６ 推進体制 …… 18

７ 財政上の措置 …… 18

第３章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組…… １９

１ 発達段階に沿った取組 …… 19

２ 具体的な取組 …… 21

第４章子どもの読書活動推進のための施策表 …… ２８

資料編

「子どもの読書活動推進計画（第２次）」の策定に当たって

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長を図るために、平成13年１２月、「子どもの読書活動の推進に関する法律*」が公布・施行されました。この法律の中で、子どもの読書活動の推進に関し国と地方自治体の責務を明らかにし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定めています。

うきは市では、この法律に基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画*」及び「福岡県子ども読書推進計画*」を基に、平成２５年度に「うきは市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進のための諸施策を示し、取り組んでまいりました。

今回の第２次計画の策定にあたっては、うきは市子どもの読書活動推進協議会の委員が中心となって前計画の諸施策や小・中学校の児童生徒や保護者への読書活動実態調査*結果の評価を行い、前計画策定以降の子どもを取り巻く読書環境の変化と今後の課題を踏まえ改訂作業を行いました。

うきは市では、平成２５年度から取り組んできた前計画を継承し、さらに発展させるため引き続き第２次計画の実施に取り組んでまいります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律*」、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画*」、「福岡県子ども読書推進計画*」　　以上、巻末資料参照

「読書活動実態調査（読書活動に関するアンケート調査）*」

１　目　　的　　「うきは市子どもの読書活動推進計画」（第２次）を策定するに当たり、うきは市における子どもの読書活動の実態を把握する

２　実 施 日　　平成２９年７月５日～１９日（集計・分析終了日：８月３１日）

３　対　　象　　うきは市立小学校２年生・４年生・６年生・中学校２年生の児童生徒
うきは市内の保育所（園）・幼稚園の年長児の保護者、小学校２年生の保護者

４　方　　法　　各保育所（園）・幼稚園及び小中学校へ配布を依頼し実施、回収を行う。

５　形　　式　　無記名アンケート（択一回答設問、自由記述）

６　回収率等

対象者	小２	小４	小６	中２	年長児保護者	小２保護者
対象数	242	245	271	261	239	242
回収数	213	232	260	254	156	187
回収率	88.0%	94.7%	95.9%	97.3%	65.3%	77.3%

第１章　　第１次計画の総括と課題

１　国、県の子ども読書活動推進の状況

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成１４年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成２０年３月に第二次計画、平成２５年５月に第三次計画へと改訂を行いました。現在、第四次基本計画の策定に向けた作業が進められています。国は、第三次計画において、引き続き家庭、地域、学校等での読書活動の推進を中心に据え、平成３４年度に不読率を半減（小学生２％以下、中学生８％以下、高校生２６％以下）させることを目指しています。また、学校図書館の運営の改善・向上を図るため、平成２７年４月に学校図書館法の一部が改正され学校司書の配置や資質の向上など必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

福岡県は、平成１６年２月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成２２年３月、平成２８年８月に改訂を行い、子どもの読書活動の推進を図る事業を実施しています。また、平成２９年度の福岡県教育施策実施計画の中では、「読書活動の充実」として、『「福岡県子ども読書推進計画」に基づいて読書に親しむ態度の育成や公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化、公立図書館による学校支援の推進、学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進』などが挙げられています。福岡県青少年アンビシャス運動でも、「７つの提案」の中で、読み聞かせや「朝の読書活動」、読書ボランティアの育成を取り上げており、乳幼児期の絵本の読み聞かせの推進のため、「絵本コンシェルジュ★」事業を展開しています。

２　子どもの読書活動の現状（読書活動実態調査から）

うきは市では、「子どもの読書活動推進計画」策定のため、平成２４年度と平成２９年度に児童生徒（小２・小４・小６・中２）及び保護者（年長児・小２）への「読書活動実態調査（読書活動に関するアンケート調査）」（以下、「調査」）を行いました。２回の調査結果から、うきは市の子どもの読書活動の現状を分析しました。

（１）読書に対するこどもの意識

・「読書を好き・どちらかと言えば好き」とする肯定的な回答の割合は、小２で９割弱、小４で８割強、小６で６割強、中２で６割強と学年が進むにつれて減少しています。H24調査でも見られた傾向ですが、どの学年ともH24調査より肯定的な回答が減少しています。

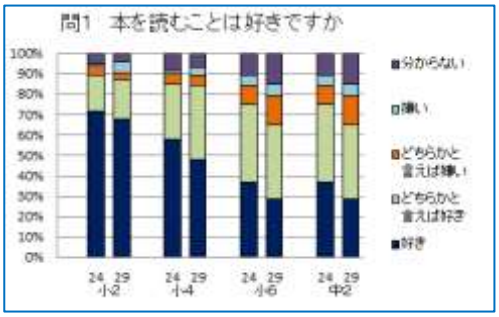

「絵本コンシェルジュ★」

福岡県アンビシャス運動の事業として行う養成講座を受講、修了し、乳幼児期の読み聞かせに関する知識、技能、感性などの専門性を身に付けた人の愛称です。絵本コンシェルジュは名簿登録され、子育て支援センターや子育てサロン等で、乳幼児とその親が集う場所で読み聞かせをしたり、年齢にあった絵本の選書方法や読み聞かせの大切さなどを話したりします。併せて、各公立図書館での研修の講師や読書ボランティアの資質向上を支援しています。

・読書をすることについては、中学校も含め全学年とも「楽しい・感動する」が第１に上げられています。また、読書をすることについて肯定的な回答が多く、小学生全学年共通して約９割、中学生で約８割です。小学生はH24調査から変化はありませんが、中学生では減少しています。

・１ヵ月の読書量は学年が進むごとに減少しています。ただし、小学生では多読者が減少していますが中学生では増加しています。H24調査と比べて「不読率」が小・中共に増えており、小学生平均は1.9%が4.9%に（全国平均4.0%）、中学生平均は、13.0%が23.9%（同平均15.4%）に変化しています。読書離れが進行していると言えます。

・漠然とした読書欲について、「夏休みに何か読みたい本はあるか」という問いで傾向を見てみると、小学生で高く（「ある」が約７割）、中学生で低い（「ある」が約４割）という傾向が見られます

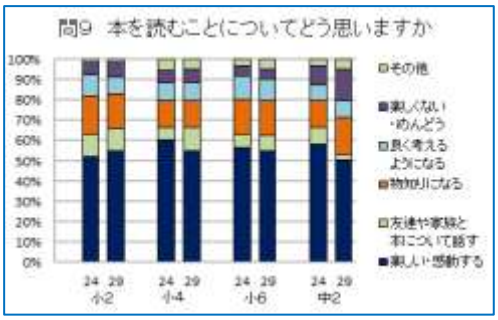

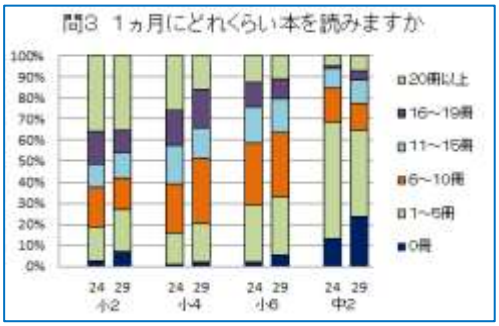

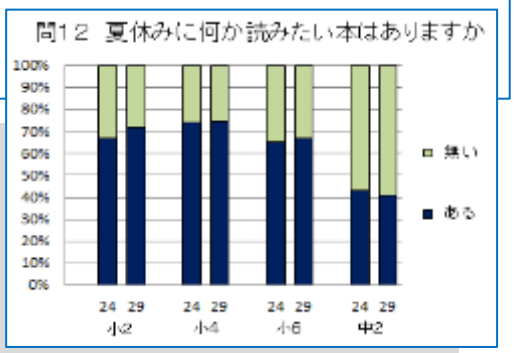

◆学年が進むにつれ読書量が減少し、不読者率が増加する傾向は、過去も含めて全国の調査と同様ではありますが、学校別にみると読書推進の取組が効果を上げ、不読率が全国平均を下回っている学校も複数あることから、今後取り組むべき余地がある課題と言えます。

（２）読書が好きな理由・嫌いな理由

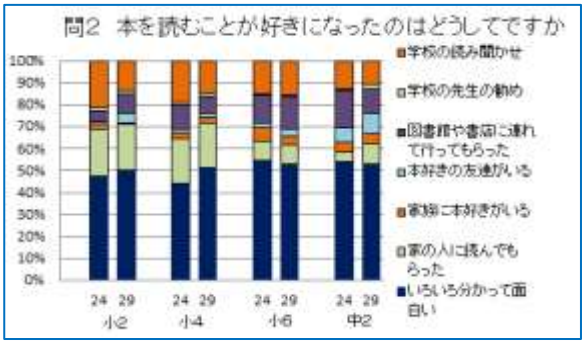

・市全体としては、どの学年を通じても自分自身が面白く感じるかが第１の要因（約５割）となっています。また、学年が進むにつれて家族が関わる要因の影響が小さくなっていますが、子どもの発達段階に応じた「親離れ」の進展によるものと思われます。中２でも、家族や学校での読み聞かせという回答が合わせて約２割あることから、読み聞かせの体験は成長しても記憶に残るほど影響が大きい、と言えます。地域間の差異については、学年ごとに傾向が異なっており、共通した傾向は見いだせません。

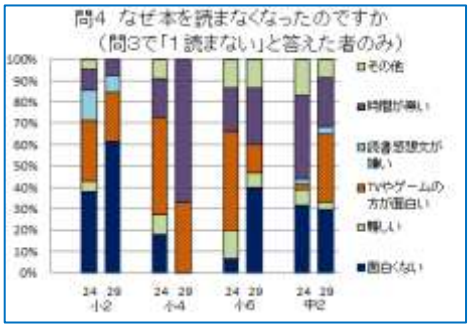

・不読者が本を読まなくなった理由として上げる第１の理由は、読書への興味を持てない（「面白くない」）ということです。しかし、中学生においては、「TVやゲームの方が面白い」という回答がH24調査に比べて急増して第１の理由となりました。興味の対象が変化し、TVやゲーム、インターネット（スマホ、ケータイ）に興味が向かっていると言えます。スマホ、ケータイなどの普及と利用が一層進んでいることが見て取れ

る現象です。中学生は部活動などで小学校に比べ自由時間を作りにくいと言われていますが、「時間が無い」よりも「TV、ゲーム、インターネット」が上位になっており、好きな事には時間を作ってでもするという中学生の姿が垣間見えます。なお、小学生の学年ごとでは回答者数そのものが一桁台と少なく、数値に統計的な意味があまりないため、分析からは除外します。小学生全体でみると、H24調査と比べて、第１の理由が「TV・ゲームの方が面白い」から「読書は面白くない」へと逆転しています。

◆子どもが興味関心を持てる本、感動できる本と出合わせる機会を増やしていくことが望まれます。

（3）ＴＶやゲーム、インターネット（スマホ、ケータイ）に費やす時間

・H24調査と比べて小学生では若干視聴時間が増えている程度ですが、中学生では長時間の割合が大きく増加しています。中学生の場合TVではなく、スマホ、ケータイ等のネット利用が考えられます。(2)と同様、各種メディアの影響が大きくなっている傾向を示しています。浮羽町地域の中学生は時間視聴が増えているものの、読書量も増えています。TV、スマホなどは基本的に学校外での利用であることから、浮羽町地域の中学生が読書に充てる時間は、家庭ではなく多くは学校にいる時間帯にあるものと推測されます。

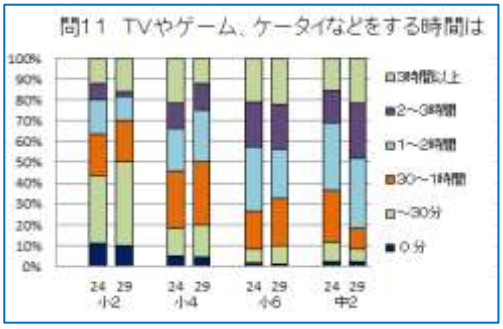

・「どのようにすれば今よりもっと本が読めるようになると思うか」の問いに対して、学年が進むにつれて、TVやゲーム、インターネットの利用時間を減らすとの回答が増えており、それらに費やす時間が増えてきていることを本人も自覚していることが分かります。H24調査と比べ、小学校では家族に求める役割を強く意識しています。低学年ほどその傾向をより多く示しています。発達段階による差異と考えられます。地域間の差異はさほど大きくありません。

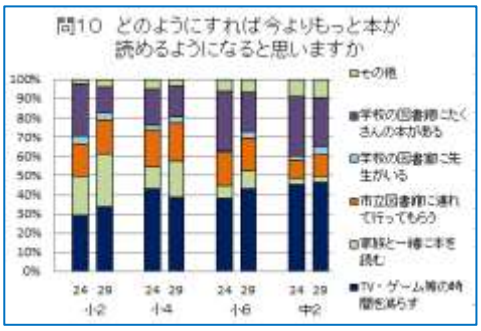

◆TVやインターネットなどのメディア利用時間については、児童生徒への啓発とともに、家庭（保護者）と学校が総合的な取組を進める必要があると思われます。

（4）本の入手、図書館の利用

・読むための本の入手先は、小学生では学校図書館が第1ですが、学年が上がるにつれて書店等からの入手が増え、中学生でほぼ同じ割合になります。発達段階における行動範囲の変化に伴うものと思われます。

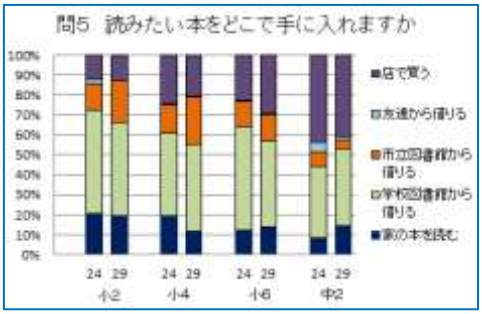

・学校図書館の利用度も同様に学年が上がるにつれて減少していきます。しかし、「行かない」とする回答は、小学生ではＨ２４調査と違いは無く全学年で1割以下にとどまります。子どもたちにとって身近な存在である学校図書館の役割が重要です。

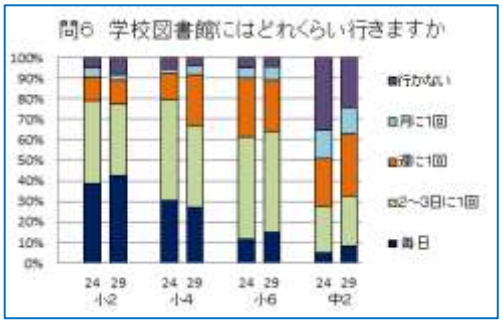

・市立図書館を利用する児童生徒は、小学生で4割前後、中学生で２割弱です。学年が進むに従って利用度が下がっていきます。また、地域間には大きな差異はみられません。児童生徒の多くが保護者に連れられての利用となる事が理由と思われます。ただし、図書館の利用統計では、小学校の児童１人当たりの利用率★、利用冊数がＨ２５を境に多くの学校で増加しています。

◆学校図書館でも、子どもたちにとって魅力ある図書資料を揃えていくことが不可欠です。市立図書館の場合、多くの児童生徒は自分では行けない（校区外なので）ため、保護者が連れて行ってくれることが大事な要素と言えます。

（５）読書に対する保護者の意識

・読書の効用について、年長児の保護者では、「知識や考える力、感性」の向上や「生活に役立つ」などの実利的な効用に回答が集まり、「楽しい」は１割程度にとどまっています。同様の問いに、子どもたちは全学年を通して５割以上が「楽しい」としていることと対照的です。

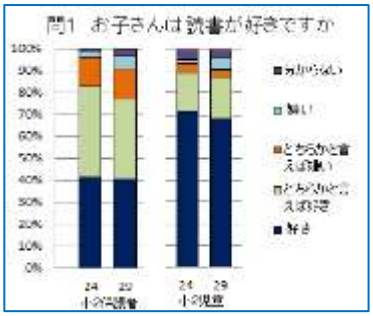

・自分の子どもが読書を好きかという問いに対して、小２の保護者は肯定的な回答が８割に満たないのに対し、当の小２児童は約９割です。保護者が思っている以上に、子どもたちは読書を好んでおり、認識に若干のずれがあるように見えます。ただし、H24調査と比べて肯定的な回答がわずかに減少していることは共通しています。

「市立図書館利用統計　児童一人あたりの利用率★」

児童一人あたりの利用率＝児童の利用人数÷児童数

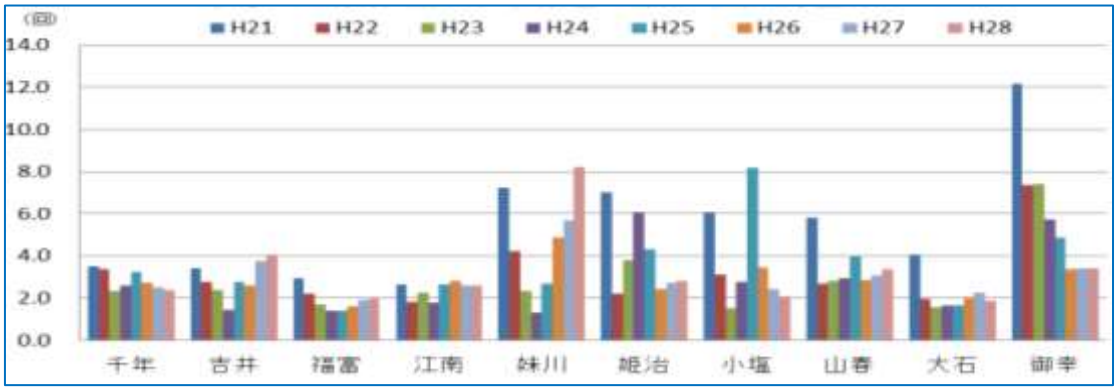

・子どもを本好きにする方策については、年長児保護者と小２保護者で意識の違いがあり、加えてH24からの変化も見られます。年長児、小２とも保護者は家族で本を読むことを第１番に重視していますが、年齢が高い小２の保護者では、市立図書館の役割、ゲーム等の時間短縮をより強く意識しだしていることが分かります。子どもの成長と共にTVやゲーム、スマホ、ケータイの利用時間の問題がより現実的なものとなっていることが推測されます。

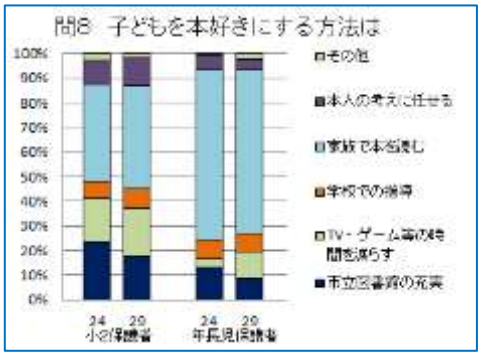

・H24調査と比べて、子どもが読書を好きになった理由のうち、「読み聞かせの実施」、「本好きな家族」、「本のある家庭」など家庭の役割とする回答が増加しています。保護者の自覚の高まりを示すものと言えます。しかし、一方で現実的には、保護者の読書状況は、多忙その他の理由で年長児・小２保護者ともに読書量が低下し不読率も増えています。

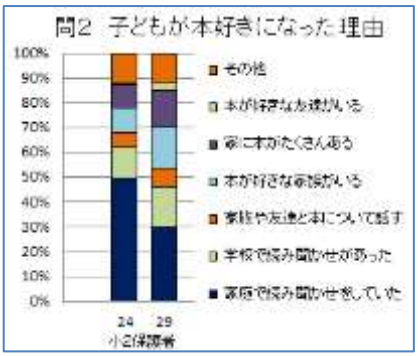

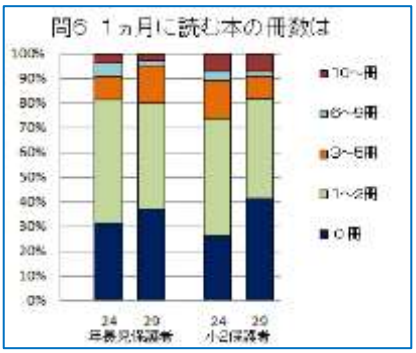

・Ｈ２９調査で、小２保護者の「読書冊数」と「子どもが読書好きか」の関係を比べてみると、保護者が本を「読む」か「読まないか」で、子どもが読書好きかどうかの割合が大きく異なっていることが分かります。冊数による差はあまり大きくはありません。読書の量（冊数）はともかく、保護者が本を読むか読まないかは、子どもの読書環境向上に大きな影響を与えているものと考えられます。

◆保護者の読書量は、H24調査よりも年長児・小２保護者とも減少し、不読者率も全体の約３割から約４割へと増加しています。子どもたちの不読者率の増加割合より大きく、保護者の年齢層の読書離れの方が重篤化していると言えます。

（6）読み聞かせの実施と子どもの読書傾向

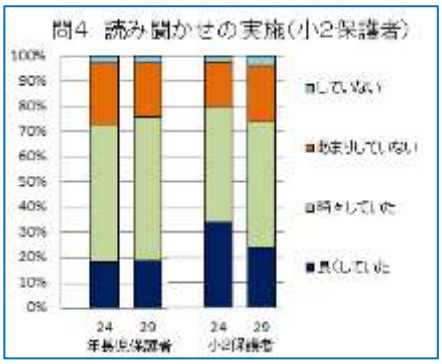

かであり、ほとんどの保護者が実施経験者であることが分かります。しかし、肯定的な回答（「良くしていた」「時々していた」）と否定的な回答（「あまりしていない」「していない」）という区分けで見ると、小２保護者の読み聞かせに対する意識は、市全体で意識が低下していると言えます。ただし、小２保護者の読み聞かせに対する意識は若干低下していると言えるものの、小２児童の読書に対する肯定的な回答（好き、どちらかと言えば好き）の低下はあまり見られません。程度の差はあっても、ほとんどの保護者が読み聞

かせを実施してきたことが奏功しているものと思われます。

・子どもが本好きになった理由のうち、家庭での読み聞かせを挙げる小２保護者は、Ｈ２４調査に比べ約20%減少しています。学校での読み聞かせを理由とする保護者は逆に増えており、家庭で行う読み聞かせを重視する意識が相対的に低くなっていることがうかがえます。

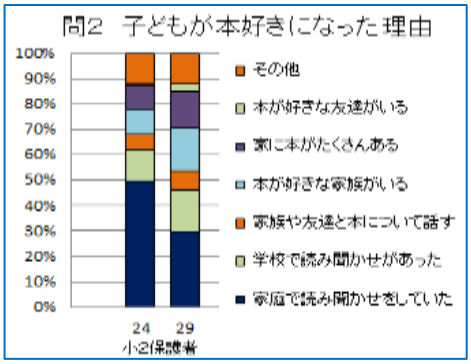

・小２保護者の「読み聞かせ実施状況」と「子どもの読書傾向（読書が好きか）」の関係をみてみると、正の相関が見られます。H24、H29両調査ともに同様の傾向を見ることができます。読み聞かせをしている保護者ほど子どもが読書に対して肯定的（好き、どちらかと言えば好き）であると感じています。

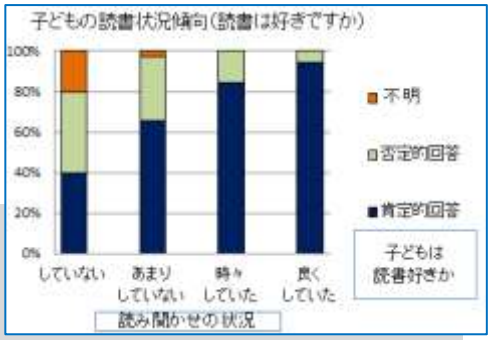

◆子どもが読書好きであるかということに影響を与えている要因は、保護者が本を読むかどうかいうこととともに、読み聞かせをよくしていたがどうかということです。保護者が考えている以上に、家庭での読み聞かせは子どもに対する影響が大きく重要であると言えます。家庭などで行う読み聞かせについて、さらに啓発を進める必要があります。

3　第１次推進計画方策の総括

Ⅰ　家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

（1）家　庭

◇施策　〇実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
家庭での読み聞かせの推進	◇保護者を通じた子どもの読書活動の啓発 〇子育て支援センター★（遊林ランド、子ども交流室）において、①読み聞かせの実施、②おすすめ本リストの配備、③絵本コーナーの設置を行っている。併せて、市立図書館が、毎月５０冊の図書を配送している。 〇図書館の「絵本をもらっちゃおう作戦」で、家庭での読み聞かせ実施を申し出た利用者に絵本をプレゼントし、読み聞かせの啓発と普及を行っている。 ●ボランティアによる地域の施設等で行われる読み聞かせは、実数等を把握できていない。	
乳幼児期の啓発	◇ブックスタート事業★の充実 〇ブックスタート事業を継続し、早い段階からの読み聞かせを支援している。 〇対象者のほとんどが事業に参加できている。 ●事業に参加していない対象者は他の年齢の検診に参加。絵本、グッズ等は福祉事務所で手渡す。	実施率（参加率） H25～28　93.7% 実施者数累計 H25～28　884名
妊娠期の啓発	◇パンフレットの作成および配布 〇母子手帳交付時に、子育てパンフレット及び妊婦や乳幼児へのサービスを紹介した。	
家読（うちどく）★の推進	◇家読（うちどく）の広報・啓発 〇市防災無線、市報（図書館だより）で子ども読書の日を中心に家読について広報する。 〇「うきどく★」１００選コーナーの設置（市立図書館） 〇「うきどく」講演会、対象別の読み聞かせ講座を市立図書館が開催し、家読や読み聞かせの啓発を行っている。	うきどく講演会 H28　１３９人 図書館での読み聞かせ H25　942人 → H28　1,093人
家庭でのノー・メディアタイム★	◇ノー・メディアタイムの広報・啓発 〇小中学校において、家庭における携帯電話、ゲーム、テレビ等の使用制限についての取り決め（「宣言」）を生徒会、あるいはPTAが定めた。	

「地域子育て支援センター★」

子育てに悩みや不安をお持ちのお母さん方に、育児のノウハウや様々な子育てに関する情報を提供しています。地域子育て支援センターで多くの方々と出会い、交流し、共に学び、楽しく語り合うことができます。本市には、「こども交流室」「遊林ランド」の２カ所があります。

「ブックスタート事業★」

赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験と心触れ合うひとときを持つきっかけづくりを目指し、１０カ月児の乳児健診会場で、読み聞かせの実施と絵本２冊、絵本バッグ等の贈呈を行っています。

「家読（うちどく）★」

家庭での読書を習慣付けようと始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを図ることを目的とし、家族で一緒の本を読んで感想を語り合うことなどを勧めています。

「うきどく★」

市立図書館では、「うきは」、「うきうき」にちなんで、「家読（うちどく）」を「うきどく」と呼んでいます。

「ノー・メディアタイム★」

親子のふれあいや読書に親しむ時間を確保するために、身の回りに溢れているテレビやゲーム機器、携帯電話やパソコン等を一定時間使用しないことです。

（2）地　域

◇施策　〇実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
身近に本がある環境づくり	◇市立図書館の団体貸出★、図書館除籍資料★の活用 〇コミュニティセンター（６館）へ、絵本、児童書等を含めて選書し、３００冊を上限に３カ月ごとに配送している。 〇学童保育所（６か所）へ毎月５０冊を配送している。 ※ブックリサイクル　H25　265人 → H28　494人（計1,946人）	団体貸出 （コミュニティセンター） H28　2,441冊 （学童保育所） H25　3,287冊 → H28　3,400冊
子どもの読書に関する活動の充実	◇おはなし会の実施 〇子育て支援センターにおいて読み聞かせを実施している。 〇「うきは市子育て情報」に図書館HPキッズページをリンクさせ、図書情報を提供している。	

（3）保育所（園）・幼稚園等

◇施策　〇実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
身近に本がある環境づくり	◇市立図書館の団体貸出や市立図書館除籍資料の活用 〇市立図書館から、毎月５０冊の配送を受け入れている。 〇年に2回､市立図書館の幼児向け除籍資料を選書できるようにしている。 〇施設内に、絵本を置く（読む）場所を設けた。	団体貸出（保育園等） H25　1,391冊 → H28　5,089冊
読み聞かせや読書時間の充実	◇保育士や読書ボランティア★等によるおはなし会の開催 〇各保育園、幼稚園において、随時、読み聞かせやおはなし会を実施している。 〇要請に応じ、ボランティアや市立図書館の司書が読み聞かせやおはなし会を行っている。	出張おはなし会総数 （派遣先数） H25　８人（1） H26　217人（6） H27　532人（10） H28　149人（4）
保護者へのはたらきかけ	◇絵本リストの作成および配布 〇毎月２３日（うきは市子ども読書の日★）を中心に、おすすめ本リストを配布している。（市立図書館） 〇ブックスタートでおすすめ本リストを配布している。	

「団体貸出★」

保育所（園）や学校、コミュニティセンターなど、登録された団体に対して、図書資料を一定期間まとめて貸し出すサービスです。

「除籍資料★」

図書館では、常に新鮮で適正な資料構成を維持し充実を図るために「うきは市図書館資料除籍基準」に沿って除籍を行ないます。年月の経過や内容の変更により資料的価値がなくなったもの、改訂や新版により代替可能になった図書などを除籍の対象としています。除籍した資料は、地域等での活用やブックリサイクルで市民に無償で提供しています。

「読書ボランティア★」

子どもたちにお話の世界を楽しんでもらうことを目指したボランティア活動です。昔話や絵本の読み聞かせなどを地域や保育所（園）、小学校、市立図書館で定期的に行っています。

「うきは市子ども読書の日★」

４月２３日。平成１３年「子どもの読書活動推進に関する法律」が施行されました。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としています。本市では、子どもの読書活動の普及啓発を推進するために、毎月２３日を「うきは市子ども読書の日」としました。

（4）学　校

◇施策　○実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
「子ども読書の日」の取組	◇「うきは市子ども読書の日」等にあわせた読書活動の取組の充実。 ○毎月２３日をうきは市子ども読書の日に設定している。 ○各学校において、読書集会や図書館集会を実施している。	
読書指導の充実	◇読書活動に関する研修会への参加 ○市立図書館の団体貸出枠を活用し、授業で必要な図書等を選書し貸出している。 ○複数の学校で、同じ単元の関連図書の利用希望がある場合は、市立図書館が調整している。 ○うきは市学校図書館協議会や北筑後地区子どもの読書推進協議会主催の研修会に参加している。	
学校図書館の充実	◇図書の購入・更新 ○計画的に図書を購入し、蔵書を更新している。 ○調べ学習や弁当の日に向けて、図書の購入、掲示物やコーナーの工夫を行っている。	
ボランティア活動の推進	◇読書ボランティアによる読み聞かせの充実 ○小学校を中心に、子ども読書の日や読書週間において、各学校の実情に応じて学校の人材バンクや読み聞かせグループ、地域のボランティアグループによる読み聞かせを行っている。	読書ボランティアを有する学校 H28　4小学校 実施している学校 H28　7小学校
朝の読書活動の充実	◇小・中学校で朝の１０分間読書の取組 ○各学校の実情に応じて、朝読（１０分間一斉読書）を行っている。 ●学校によっては、学力向上に向けた取組の時間と重なる場合がある。	朝読実施校 H28　11校
学校司書の配置と研修の充実	◇小・中学校の学校図書館への学校司書の配置 ◇学校図書館協議会の研修 ○小規模校３校以外は学校司書を１名配置する。 ○年間計画を定め、学校図書館協議会、学校司書部会を開催する。 ○市立図書館の司書が指導者となり、選書や装備・修理の仕方等について研修を行う。	学校司書 １名配置　　9校 0.5名配置　3校 学校司書部会 年間9回
市立図書館との連携	◇図書資料の団体貸出の活用 ◇学校図書館協議会と市立図書館との連絡会の実施 ○学校司書が市立図書館で選書を行い、選書している。本を毎学期５０冊配送している（定期配送）。 ○授業や催し物で必要な図書を貸出している。 ○児童書を対象に掲示用新刊本案内、新刊本リストを小学校に配布している。 ○学校司書部会に市立図書館から職員２名が参加し、要望や指導助言等に対応している。本の修理や選書の仕方、POPづくりなどの実技講習を行っている。	団体貸出（学校向け） H25　1,391冊 → H28　2,407冊

方 策	評価と課題	主な成果など
保護者へ親子読書の呼びかけ	◇学校から各家庭へ、読書の意義を知らせ、親子読書ができるようPTAと連携してはたらきかける	
	○各学校で図書館だよりを発行し啓発をはかっている。 ○ＰＴＡ総会、学級懇談会、家庭教育学級等において、家読推進を働きかけている。	
小学生読書リーダーの養成	◇うきは市小学生読書リーダー養成講座★へ参加するようにはたらきかける。	講座修了者 H25～29　67名
	○各小学校から５年生を中心に、１～３名の児童が講座へ参加している。 ○講座修了者が中心となって、校内での読み聞かせ会や学校図書館でのPOPづくり、環境整備などを行い、読書活動の啓発と推進を行っている。 ●講座の内容更新時期となっている。	

（5）市立図書館

◇施策　○実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
市立図書館の整備・充実	◇児童コーナーの充実	児童向け図書 H25　37,655冊 →H28　38,380冊
	○昔話や読み聞かせに向いている絵本、教科書に載っている。本などのコーナーを設置している。	
おはなし会等の充実	◇お話し会、ブックトーク★などの実施	おはなし会参加者 H25　942人 →H28　1,093人
	○ボランティアや司書によるおはなし会や出張おはなし会、お勧め本のリスト作成等の他、ボランティアによるブックトークの支援など、本に対する興味、関心を高めるために資料の充実を図っている。	
乳幼児サービスの充実	◇ブックスタート事業の充実	
	○１０か月児の乳児健診会場で赤ちゃんと保護者に絵本を手渡すとともに、読み聞かせなどのアドバイスを行うブックスタート事業を行っている。 ○実行委員の研修会や先進地視察を行い、識見、技能の向上に努めている。	
中高生などへのサービスの充実	◇ティーンズコーナーの充実	POPコンクール応募者 H27　２名 H28　２９名 H29　１９名
	○３階閲覧室の開館時間の拡大を行い、図書館利用の中高生へのサービス充実を図っている。 ○ティーンズコーナーに、毎月テーマを定めた展示を行っている。 ○POPコンクール★やビブリオトーク★など、ティーンズ（中高生）対象の催し物を開催している。 ●３階閲覧室利用の中高生を１階図書館利用へと誘導できていない。	

「うきは市読書リーダー養成講座★」
市内の小学生を対象として読書リーダーを養成します。受講した子どもたちは、図書館や司書の仕事や読み聞かせの方法などを学ぶことで、図書館への関心や読書への意欲を高めたり、講座で学んだノウハウを活かしたりして、学校や家庭で読書の楽しさを周囲の人に広めるリーダーとして活躍します。

「ブックトーク★」
特定のテーマに沿って集めた複数の本を紹介することです。読み聞かせやあらすじを語るなど様々な手法により紹介し、児童に対する読書の動機づけを図ります。

「ＰＯＰコンクール★」
自分のおすすめ本の紹介をキャッチコピー、あらすじ、イラスト等を用いて所定のカードで表現します。

「ビブリオトーク★」
会の参加者同士が自分のおすすめの本を簡単な書評を交えて紹介し、互いに紹介された本についての質問等を行いながら本を通した交流を行います。

方 策	評価と課題	主な成果など
団体貸出による市立図書館資料の活用	◇団体貸出の充実のため、効果的な業務方法の検討と実施。 ○地域子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、学童保育所、学校、コミュニティーセンターなどの団体に対して、団体貸出を行い、子どもが身近な場所で図書と出会えるようにしている。 ●貸出や設置場所など、活用法については各コミュニティセンターでまちまちである。	団体貸出（総数） H25　15,825冊 →H28　17,651冊
読書ボランティアの育成・支援	◇読み聞かせ等の技術向上のための研修会の実施、情報の提供。 ○読み聞かせボランティア養成講座や男性による読み聞かせ講座、ボランティア交流会を実施し、技術向上と情報交換、情報発信を行っている。 ●各ボランティア団体において後継者の育成が課題である。	ボランティア養成講座受講者（延べ人数） H27　57名 H28　41名
情報機器の活用	◇インターネット等による蔵書検索システムの充実 ○図書館ホームページ上から、他館も含めた蔵書の検索や自館の予約、リクエスト、貸出延長等のサービスができるようにシステムを更新している。 ○ホームページに新刊や行事に関する情報を増やしている。	
市立図書館広報	◇図書館だよりの発行、図書館見学やオリエンテーションの実施。 ○市報向け及び館内向けの図書館だよりの発行、防災無線を通している。 ○催し物案内、関係機関への催し物案内の発行等を行い、広報活動を推進している。 ○図書館ホームページ、市報掲載の図書館だより等の記載項目やスタイル等の見直しを適宜行い鮮度を保っている。 ○小学校、保育園、コミュニティーセンター等の見学を実施し、市民に親しまれる広報活動を推進している。 ○小学生対象に、司書体験、図書館探検を実施している。	
専門職員の確保・育成	◇図書に精通している司書の配置 ◇児童向け研修会への参加 ○「司書資格を有すること」を司書採用の条件とし、図書に精通している司書を採用している。 ○県立図書館や各地区子どもの読書活動推進連絡会議★主催の児童向け研修会等へ司書を積極的に派遣し、専門性の継続的な向上を図っている。	司書の有資格者率 H25～　100%
講座・講演会の実施	◇子どもの読書活動に関する講座の実施 ◇児童書や読書活動に関する講演会の実施 ◇読み聞かせ、お話し会等の技術実践講座の実施 ○うきどく講演会を開催し、家庭における読書活動の啓発を行っている。 ○初心者向け読み聞かせ講座や、男性向け読み聞かせ講座、読み聞かせボランティア養成講座を開催し、絵本の読み聞かせやおはなし会等の技術向上を図っている。	読み聞かせに関する講座受講者 H27　33名 H28　37名

「地区子どもの読書活動推進連絡会議★」

「福岡県読書推進計画」に基づき、県内の教育事務所ごとに管内の市町村や民間団体等の連携・協力体制の整備を継続的に検討するため設置された機関です。
北筑後地区では、福岡県教育庁北筑後教育事務所、管内の各公共図書館及び小・中学校、特別支援学校、読書ボランティア等の各代表１５名で構成されています。

方 策	評価と課題	主な成果など
各団体との連携・協働	◇うきは市学校図書館協議会★との連携 ◇地域子育て支援センター等との連携 ◇各団体への図書館職員の派遣 ◇読書ボランティア団体との交流会や連絡会、ネットワークの構築	
	○うきは市学校図書館協議会司書部会に、毎回２名の職員を派遣し、情報の共有、出前講座の実施を行っている。 ○地域子育て支援センターが主催する連携協議会に参加し、情報の共有、図書館情報の提供を行っている。 ○地域子育て支援センター（遊林ランド）ホームページに図書館や各種教室等のリンクを付加している。 ○市内保育園、幼稚園、子ども交流室へ職員を派遣し、「出張おはなし会」を実施している。 ○ボランティア交流会を実施し、情報の共有とボランティア団体相互の情報交換を行っている。	
新一年生の利用カード発行	◇小学校新一年生の登録を進める。	小学生登録率 H24　79% →H28　97%
	○子どもの読書活動推進の一環として、小学校新一年生を対象に利用カード登録の一斉募集を行っている。 ○H２８年度から市内中学校の一斉募集を行っている。	
家読おすすめコーナーの設置	◇家読（家読）におすすめの図書に関する情報提供。	
	○「うきは市子ども読書の日」を設定し、おすすめリストや啓発用しおりの作成と配布を行っている。 ○「うきどく１００選★」や「読み聞かせコーナー」を設置している。	
図書館職場体験	◇小学生による図書館の司書体験活動	市立図書館見学者数 H25～28　1,099名 職場体験等受入者数 H25～28　20名
	○市立図書館に対する理解や愛着を深めるため、小学生対象に「司書体験」「図書館探検」を開催している。 ○市内中学校、近隣高等学校からの職場体験、インターンシップを受け入れている。 ○市内小学校及び保育園等の見学を受け入れている。	
小学生読書リーダー等の養成	◇うきは市小学生読書リーダー養成講座を実施	
	○うきは市小学生読書リーダー養成講座を実施している。 ○学校司書と連携して、各学校において読み聞かせ活動や読書推進活動など受講生の実習を行っている。	

「うきは市学校図書館協議会★」

うきは市内の小中学校が、互いに連携、協力して児童生徒の読書活動を推進していくために設置された機関です。

「うきどく１００選★」

家庭で読書を行う取組である「家読（うちどく）」をうきは市にちなんで「うきどく」と呼んでいます。
児童コーナーに家読に適した本を１００冊選定し、「うきどく１００選」と名付けました。

Ⅱ　子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

（1）推進体制の整備

◇施策　〇実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
市立図書館と学校との連携	◇学校司書と市立図書館の司書との連絡会実施 〇学校司書部会に市立図書館から職員２名が参加し、要望や助言等に対応している。 〇司書部会や個別訪問時に、選書・装備・修理の仕方について指導を行ったり、相談に応じたりしている。	学校図書館協議会司書部会への市立図書館職員参加 H27～
読書ボランティア等との協力・連携	◇読書ボランティア活動状況の把握、情報提供 〇ボランティア交流会を実施し、情報提供とボランティア団体相互の連携をはかっている。 〇市立図書館で活動している読書ボランティア等が、夏まつりの企画、運営、出演に参画している。	
行政機関の連携	◇次世代支援行動計画★の推進 〇次世代支援行動計画の行動計画に基づいて、ボランティア団体によるブックトークや市立図書館主催の読書に親しむ事業を展開した。	
他の図書館との連携	◇読書活動に関する情報交換、図書資料の相互貸借★ 〇各種研修会をとおして、他館と情報交換を行っている。 〇利用者のリクエスト申し込みに応じ、県内他館と図書資料の相互貸借を行っている。	相互貸借 H25 貸出1,011冊 借受　324冊 H28 貸出　945冊 借受　687冊
広域ネットワーク	◇北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議★への参加 〇北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議に出席するとともに、主催する研修会等へ積極的に司書を参加させている。	
計画進行管理	◇うきは市立図書館協議会★の充実 〇各年度３回の協議会を実施している。うち１回は、県内外の図書館へ先進館視察へ出向き、委員の識見を高めている。 〇平成２８年度第３回協議会から、市民の傍聴を受け入れ情報の公開を行っている。	

「次世代行動支援行動計画★」

「新エンゼルプラン」（平成１１年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成１５年）に基づき、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもたちが健やかに育つまち」を基本理念として制定された計画です。うきは市の貴重な宝である子どもたちが、良質な環境で健やかに成長し続けるために、子ども・子育て支援の質や量の充実と共に、家庭、学校、地域、職域などのあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々が協働し支援を行っていくことを目的に策定されました。

「相互貸借★」

利用者の求めに応じて、図書館が所蔵していない資料を他の図書館から借用して利用者に提供するサービスです。平成１８年から、福岡県図書館協会に属する館種を越えた図書館が相互に蔵書を貸借することができるようになりました。

「うきは市立図書館協議会★」

図書館の運営全般に関して、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う各種の図書館サービスについて図書館長に意見を述べるために設置される機関です。学校教育、社会教育、家庭教育の各関係者や学識経験者、公募などから選出された７人で構成されています。委員の任期は２年です。

（2）普及啓発の推進

◇施策内容　○実施内容　●課題

方 策	評価と課題	主な成果など
「うきは市子ども読書の日」等の取組	◇毎月２３日を「うきは市子ども読書の日」とし、家庭や地域で読書や家読を推進	
	○啓発チラシや市報、防災無線、のぼり旗、図書館ホームページ等を使い、「うきは市子ども読書の日」の周知と家読（うちどく）の啓発を図っている。 ○学校や市立図書館で、「うきは市子ども読書の日」にちなんだ行事や催し物を開催している。	
地域の読書活動情報の提供	◇読書ボランティア活動情報・イベント情報の提供	
	○市報や図書館だより、防災無線、図書館ホームページ等を使い、読書ボランティア活動の周知を図っている。 ○学校や高齢者施設等で活動している地域の読書ボランティアからの相談に応じて、読み聞かせ図書の選書やおはなし会で使用する機材の貸し出しなどの支援を行っている。 ○学校、保育園、学童保育所、コミュニティーセンター、市の公共施設等に、読書関連イベントや研修会、講座等の案内資料を掲示している。	

４　子どもの読書活動推進の課題

（１）子どもを取り巻く読書環境

うきは市では、これまで、「次世代育成支援対策法」（平成１５年）に基づく「うきは市次世代育成支援行動計画」「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を実施し、子育て環境の改善に努めてきました。しかし、本市でも、核家族化や地域社会の変化、非正規雇用者の増加、情報・ネット社会の進展など子育ての環境変化は大きく、課題が多い状態です。

また、２回の読書実態調査で明らかなように、子どもを取り巻く読書の環境については、改善が進んだ部分がある一方で、活字離れや地域の書店の減少、携帯・スマホの急激な普及などにより、未だ改善されていない課題や新たに発生した課題が残されているのが実情です。うきは市のすべての子どもたちが、家庭状況如何によらず、読書に親しむことで自らの感性を磨き想像力を豊かなものにし自己実現を図ることができるよう、読書環境を整備し、子どもの読書活動を市全体で支援していくことが必要です。

（２）乳 幼 児 期

ブックスタートの参加率は約９４％と他の自治体と比べて高い割合を保っています。不参加者のフォローアップの実施が望まれます。また、事業実施前の親世代や祖父母世代、小中学生など広い年代に向けた乳幼児に対する読み聞かせの啓発が望まれます。

保育所（園）、幼稚園、子育て支援施設、市立図書館等での絵本コーナーの設置やおはなし会などの読み聞かせの実施は定着してきました。読み聞かせ等の職員研修や保護者への啓発活動の充実が望まれます。

（３）学 童 期

小学校の司書教諭や学校司書の配置が行われ、読書指導の環境が整ってきました。子どもたちにとって最も身近で重要な役割を持つ読書環境が学校図書館です。学校図書館に加えて、一斉読書の時間や読書集会など、本と触れあう行事の工夫が子どもたちに良い効果を上げている学校があります。討論や発表を通した主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）★の視点からも、教育の基盤としての図書館活用が求められています。

また、家族の影響も大きい年代でもあり、家庭に本がある環境や家族の中で本が話題になる習慣などによって子どもの読書活動の傾向が左右されていることが２回の読書実態調査でも認められています。保護者や地域に対する読書の啓発を継続的に進めることが望まれます。

「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）★」

平成３２年度から順次実施予定の次期学習要領で重視されている授業改善事項です。予測不能な変化を遂げる社会で必要な、学んだ知識を応用する力を育成することを目的にしてします。

（4）青年前期・中期（中高生など）

学業、部活動等で読書にかけられる時間が限られている年代です。加えて、インターネット・ＳＮＳ利用も格段に増加するため、読書に関する関心や意欲も減退し読書量や不読率が課題となっています。学校の取組によっては、読書意欲や読書量、不読率が改善している事例があり、粘り強い啓発と環境づくりの取組を継続的に行っていくことが望まれます。

（5）市立図書館

市立図書館は、市民の読書活動の中心的役割を担っていますが、全国的な傾向★と同様に本市においても、子どもの年齢が上がるにつれ利用が減少していっています。特に、中学生の利用率は低下が留まらず、高校生は低いままで推移しています。自習等の学習施設としての中高生利用者は多いものの、読書施設としての利用にうまく誘導できていないという課題があります。ただし、小学生１人当たり市立図書館利用率は、学校によって多少異なるもののおおむね平成２５・６年を境に改善しています。学校の取組によって児童生徒の読書の傾向が好転している事例もあることから、図書館資料の充実と併せて学校や関係機関と連携して小学生高学年から中学生にかけての年代へ読書を働きかける取組や事業を展開していくことが望まれます。

子どもの読書活動推進のため、市立図書館が学校、関係施設、ボランティア、関係団体などをつなぐネットワークの要としての役割を果たすことが求められています。啓発のための事業の実施と併せて、各種の連絡会、情報提供、総合調整を進めていくことが望まれます。

（7）まとめ

うきは市の子どもたちがさまざまな機会と場所において、自己実現に向けて自主的に読書活動を行っていくことができるようになるためには、家庭、地域、学校、行政等が互いに連携しながら積極的に環境を整備し、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

第１次計画の趣旨を継承し、これまでの成果と課題を踏まえながら第２次計画を策定し実施していくことが求められています。

「全国的な傾向★」

全国学校図書館協議会による第６２回全国学校読書調査の結果では、これまでの読書活動推進の取組により、小中学生の不読率の減少、及び１ヵ月の平均読書冊数の増加については一定の成果が認められていますが、近年、中学生、高校生の不読率は上昇に転じていることがわかりました。

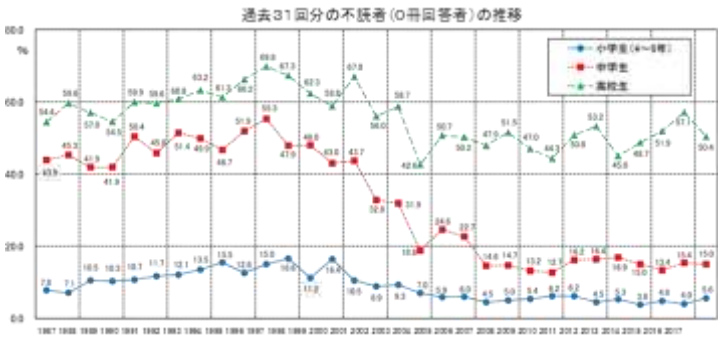

第２章　子どもの読書活動推進計画（第２次）の基本的な考え方

１　計画の目的

うきは市の子どもたちがさまざまな機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、家庭、地域、学校、行政等が互いに連携しながら積極的に環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。

２　計画の理念と３つの柱

読書活動の基本的三要素である「施設・設備」の整備、「図書資料」の充実、「人的資源」の確保を図り、あらゆる機会と場所で自主的に読書活動ができるように、次の三つを基本に必要な施策を計画します。

（１）子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動推進に関して家庭、地域、学校、行政等が担うべきそれぞれの役割を明確にし、連携のためのネットワークを作ります。また、読書活動推進に係る人材育成のための講座や研修会等の事業を行います。

（２）家庭、地域、学校等における読書環境の整備

子どもの読書習慣を育成するために、本のある環境づくりや読書機能を持つ施設の整備、図書資料の充実等を図ります。

（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・促進

子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の啓発を図るために、読書活動に関連する講演会や研修会、催し物等の事業を行うとともに、読書活動に関するさまざまな情報を提供していきます。

３　計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」や「福岡県子ども読書推進計画」を基本とし、うきは市の子どもの読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進するための諸施策を示す計画です。

４　計画の対象

０歳からおおむね１８歳以下の子どもとその保護者を対象とします。

５　計画の期間

平成３０年度から平成３４年度までの５年間とします。

６　推進体制

この計画を効果的に進めるため、学校、保育所（園）、幼稚園、ボランティア団体、行政等が連携をとり、協力しながら諸施策の推進に取り組みます。また、学識経験者、学校関係者、ボランティアの代表者、市民からの公募による委員で構成された「うきは市立図書館協議会」に諸施策の進捗状況を報告するとともに、意見や助言を求め、この計画の円滑な推進に努めます。

７　財政上の措置等

うきは市は、この計画に示された施策実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、国や県に対し、必要な財政的支援の働きかけを行います。

第３章　子どもの読書活動推進のための具体的な取組

１　発達段階に沿った取組

子どもの読書活動は、子どもの発達段階に応じた読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい取組を行うことが必要です。

（１）妊 娠 期

胎児の聴覚は、妊娠５カ月ころから発達し始めるといわれています。母親のおなかの中にいる時から、赤ちゃんは様々なことを吸収し始めます。

そのため、この時期におなかの中の赤ちゃんに向けて優しい声で絵本を読み聞かせることは、「育つ力」の強い手助けとなります。あらかじめ、さまざまな絵本に触れておくことが求められます。

（２）乳 幼 児 期

保護者など子どもの身近にいる人の語りかけは、子どもの情緒の安定と豊かな感性の育成につながっていきます。絵本の読み聞かせによって、子どもたちが成長し、健全な人格を形成していく上で、ぜひとも乳幼児期に培っておくべき大事な心の豊かさ（親子の愛着形成、自尊感情、他者への思いやり、規範意識、向上心、想像力、冒険心など）も育てることができます。また、乳幼児期の子どもが絵本の楽しさと出会うには、読み聞かせが欠かせません。読み聞かせをとおし、聞く力や集中力が養われ、言語能力・読解力などを自然と身に付けていきます。

絵本の楽しさが子どもに伝わると、保育所（園）や幼稚園などでの読み聞かせにも積極的に参加するようになり、長い話などでも自然と楽しめるようになります。さらに、成長とともにお気に入りの本ができ、自分でも本を読むことができるようになります。この時期には、周りの大人の深い関わりと身近に本がある環境が求められます。絵本をとおして、子どもに言葉を届けることは、親子の絆を深めるうえで有用です。

（３）小 学 生

日常生活では、会話をしたり人の話を聞いたり、考えたりする力が必要です。この力の育成には、読書が大変有効です。読書は、思考力・判断力などを高め、国語力を高めることにもなります。

低・中学年では、文字を覚え自分でも本を読むことができますが、余裕をもってストーリーの楽しさを味わうためには、乳幼児期に引き続き読み聞かせが有効です。また、どんな本が好きか、どんな話が好きかなど、親子で読書について語らうことは、親子のコミュニケーションが深まるとともに、子どもが本に親しむきっかけづくりにもなります。

中・高学年になると、知能の発達とともに、色々な分野での知識を吸収しようとします。学校（学校図書館を含む）や市立図書館、書店などで様々な本に触れ、その中から自分の好きな本を見つけることができるようになります。子どもの身近に興味を持てそうな本を用意し、おすすめ本リ

ストやブックトーク、アニマシオン★などをとおして本との出会いの機会を広げることが求められます。図書館等から借りた本を並べておく「おうち図書館★」も有効です。子どもは何が好きか、どんなことに関心を持っているかなど、家庭や学校で子どもと話し合いながら子どもを理解することが大切です。

（4）青年前期・中期（中高生など）

子どもから大人への、成長の過渡期にあたります。子どもの興味・関心が、インターネットやゲームなどに傾き、学年が進むとともに情報源が急激に多様化し、情報量も増大化します。ネット依存の問題も顕在化してきます。部活動や趣味、学業などとともに友人たちとのSNS★に時間が取られ、読書の時間は減少傾向にあります。学校での朝の読書活動の取組やビブリオバトル★の実施などにより、活字に触れる機会をつくることが大事です。

さまざまな問題や悩みを抱える時期ですが、読書を通して解決の糸口を自ら見つけていくこともあります。また、読書は感受性や想像力を高めることに優れています。さまざまな本と触れ合うことで、人間形成に関する力、創造する力を磨くことが出来ます。短い時間でも幅広い分野の本と触れ合うことができる読書環境を作ることが求められています。

「アニマシオン★」

読書におけるアニマシオンとは、読書が好きになるよう導くために元気づけるということです。スペインで始まり、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発された読書指導メソッドです。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせした上で間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したりといった７５種類にまとめられた手法があります。

「おうち図書館★」

家庭の中に、既存の本棚等を活用して図書館等から借りた本を並べる「文庫」です。子どもたちの興味や関心を普段から良く見ておき、その時々に合った本などを図書館からまとめて借り、「文庫」に納めます。返却期限や子どもの興味・関心の変化に合わせて、本を入れ替えていきます。

「ＳＮＳ★」

ソーシャル・ネットワーク・サービス Social Network Service(Site)の略。日記やメッセージなどを通じて、友人や知人、共通の趣味を持った人たちとインターネット上でつながるサービスです。ライン Line やツイッターTwitter、フェイスブック facebook,の他、ゲームサイトの中でも交流することができます。

「ビブリオバトル★」

出場者が会の参加者に自分のおすすめの本を紹介し、参加者が紹介の優劣を選ぶ書評合戦のことです。

2　具体的な取組

Ⅰ　家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

（1）家庭に向けての取組

① 家庭での読み聞かせの推進

・家庭での読み聞かせを行うにあたり、おすすめ本のリストなどを配布するとともに有効活用できるよう推進します。

・読み聞かせや読書の意義について、関心と理解をより深めるために研修会や講座、講演会を実施し参加を呼びかけます。

② 乳幼児期の啓発

・ブックスタート事業を継続し、乳幼児に対する読み聞かせの有効性に対する理解と啓発を図り、家庭での読み聞かせの支援に努めます。

③ 妊娠期の啓発

・母子手帳の交付に併せて、子育てパンフレット及び妊婦や乳幼児へのサービス、ブックスタート事業等を紹介したパンフレットの配布を継続します。

④ 家読（うちどく）の推進

・各家庭の環境や状況に応じて、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）を推進します。

⑤ 家庭でのノーメディアタイム

・ノーメディアタイムなど、テレビ、ゲーム、インターネット（スマホ・ケータイ）などに費やす時間を見直し、読書の時間が確保できるように生活時間の見直しを促します。

⑥ 「おうち図書館」の推進

・子どもの興味・関心に合わせて図書館等からまとめて借り、入れ替えながら家庭内に本を置いておく「おうち図書館」を推進し、子どもの読書活動を促します。

・「おうち図書館」用に借りる本の中に、保護者自身のための本を加えることを推奨し、保護者の読書活動を促します。

（2）地域での取組

① 身近に本がある環境

・コミュニティセンターや学童保育所、うきはアリーナ、生涯学習センター等において、それぞれの施設の状況に応じて、子どもが気軽に本を手にとることができるように、絵本コーナー等を設置し、身近に本がある環境づくりに努めます。

・コミュニティセンターや学童保育所、うきはアリーナ、生涯学習センター等において、市立図書館の団体貸出や市立図書館除籍資料の活用を進めます。

② 子どもの読書に関する活動の充実

・地域子育て支援センターや学童保育所などにおいて、親子の触れ合い活動や絵本の読み聞かせを実施します。

（3） 保育所（園）・幼稚園での取組

① 身近に本がある環境

・市立図書館の団体貸出や市立図書館除籍資料の活用を進めます。

② 読み聞かせや読書時間の充実

・保育士・保育教諭・幼稚園教諭や読書ボランティア等によるおはなし会を開催します。

③ 保護者へのはたらきかけ

・おすすめの絵本リスト等を配布し、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）を支援します。

（4） 学校での取組

① 「子ども読書の日」の取組

・学校の特色を活かして、「うきは市子ども読書の日」やこどもの読書週間の関連行事（読書まつり、読み聞かせ、音読や暗唱活動、読書感想文・感想画コンテスト等）の充実を図ります。

② 読書指導の充実

・授業において学校図書館の利用を図ります。授業との連携を密にするとともに、学習に役立つリストを作成するなど、調べ学習を支援します。

・市立図書館の団体貸出を活用し、討論や発表などを通した主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）による学習で必要な資料を提供します。

・読書指導の充実を図るために、読書活動に関する研修会への参加を進めます。

③ 学校図書館の充実

・子どもが興味や関心を持つとともに、討論や発表、調べ学習等に役立つ学校図書館とするために、常に基準に沿った新しい資料の計画的な購入と入れ替えなどにより蔵書の充実を図ります。

④ ボランティア活動の推進

・本に対する興味関心を高めるために、読書ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク★、ビブリオバトル、アニマシオンなどを定期的に実施します。

⑤ 朝の読書活動等の充実

・子どもが本に親しみ、読書習慣が身につくように、各学校の実情に応じながら朝の読書など一斉読書の時間を確保し充実させます。

⑥ 学校司書の配置と研修の充実

・子どもの読書活動の充実を図るために、学校司書の全校配置を継続し、併せて、学校司書の資質能力の向上を図るため学校図書館協議会の研修等の充実を図ります。

・討論や発表などを通した主体的・対話的で深い学びに対応する学校図書館環境等の充実と活用等に関する研修の充実を図ります。

⑦ 司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教員との連携

・司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教科・担任教員との連携により、図書館等を活用して調べ学習の力や読書の力の向上を図ります。

⑧ 市立図書館との連携

・身近に本を手にとることができる環境をつくるため、市立図書館の団体貸出等を活用して、購入できなかった資料を補います。また、市立図書館との連絡会を開催するなど連携を深めます。
・うきどくノート★を活用し、学校での読書及び家庭での家読を奨励します。

⑨ 保護者に向けた親子読書（「家読（うちどく）」活動）の呼びかけ

・学校から家庭へ、読書の意義を知らせ、親子読書（「家読（うちどく）」活動）ができるようにＰＴＡと連携して呼びかけます。

⑩ 小学生読書リーダーの養成

・読書の楽しさやおもしろさを子ども同士で直接伝えることができるように、うきは市小学生読書リーダー養成講座を活用します。

（5） 市立図書館での取組

① 市立図書館の整備・充実

・子どもの読書活動を進めるために、絵本、紙芝居、児童書の充実と児童室の機能向上に努めます。

② おはなし会等の充実

・本に対する興味、関心を高めるために資料の充実を図り、市立図書館や保育所（園）、幼稚園、学童保育所、地域子育てセンター等でのおはなし会、小学校等でのブックトークやアニマシオンに努めるほか、おすすめ本リスト作成などを行います。

③ 乳幼児サービスの充実

・１０か月児の乳児健診会場で、赤ちゃんと保護者に絵本等を手渡し読み聞かせなどの啓発とアドバイス、市立図書館の利用登録受付等を行うブックスタート事業を継続します。

④ 中高生などへのサービスの充実

・資料を充実させるとともに中高生向けの事業を実施し、読書にかける時間が少なくなる中高生などへのサービスの充実を図ります。

⑤ 「おうち図書館」の支援

・子どもと保護者（大人）の読書活動推進のために、貸出セットや選び方ガイド等を準備し、おうち図書館設置を支援します。

「うきどくノート★」
市立図書館が作成し、小学生に配布している読書ノートです。あらすじ、感想等を記録します。

⑥ レファレンス★の支援

・子どもたちが探している本や調べ学習、討論、発表などに必要な資料などについての支援を手厚く行います。

⑦ 団体貸出による市立図書館資料の活用

・地域子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、学童保育所、学校、コミュニティセンターなどの団体に対して、図書をまとめて貸し出すことにより、子どもが身近な場所で図書と出会えるようにさらに努めていきます。

・小中学校で行われる主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）で必要とされる図書等資料貸出の要望を受け、図書館司書が関係図書を選書し、学校や学級へ貸出します。

⑧ 読書ボランティアの育成・支援

・読み聞かせ等の技術向上を図るため、研修会の実施や読書ボランティアの交流会を開催し、情報交換や情報発信の場を設けます。

⑨ 情報機器の活用

・インターネット等による蔵書検索・予約・リクエスト・貸出延長システムの充実を図ります。

⑩ 市立図書館広報の充実

・図書館だよりや学校向け新刊案内、催し物案内等の発行、図書館ホームページの充実、図書館見学やオリエンテーションの実施を通し、市民に親しまれる図書館づくりを推進します。

⑪ 専門職員の確保・育成

・図書に精通した司書の配置を継続するとともに、各種研修会への参加を積極的に進めるなど司書の専門性の継続的な向上を図ります。

⑫ 講座・講演会の実施

・子どもの読書活動に関する講座や講演会を開催するとともに、家庭における絵本の読み聞かせやおはなし会等の技術向上を図る講座・講演会を計画的に実施します。

⑬ 各団体との連携・協働

・各関係団体との連携、協働を図るとともに、各関係団体との交流会や連絡会等を進めるためのネットワークづくりに努めます。

⑬ 小学校一年生、中学校一年生の利用カード発行

・子どもの読書活動推進の一環として、市内の小学校一年生及び中学校一年生の利用カードの登録、更新を進めます。

「レファレンス★」

図書館司書が利用者の求めに応じて、調査・研究、学習について図書館資料を使って援助する業務のことです。

⑭ 家読（うちどく）おすすめコーナーの設置

・「うきは市子ども読書の日」を中心に、家読（うちどく）おすすめコーナーの設置やおすすめリストを作成するなど情報提供に努めます。

⑮ 図書館見学、職場体験の受入

・読書活動への興味、関心を高め市立図書館に対する理解や愛着を深めるため、保育所（園）、幼稚園、学校の見学や職場体験、体験活動などの受入を行います。

⑯ 読書リーダー等の養成

・うきは市小学生読書リーダー養成講座等を実施し、市内の小学校等で中心となって読書活動を推進するリーダーを育成します。

⑰ 生涯学習センター「多目的室」への支援

・うきは市生涯学習センター内の「多目的室」内の図書の選書やおはなし会の実施に対する支援を行い、子どもが図書と出あえる場所づくりを推進します。

⑱ 障害のある子どもの読書活動の推進

・「障害者差別解消法★」に基づく合理的配慮として、読書に障害のある子どもの読書活動を支援するために、音の出る絵本やさわる絵本、布絵本、マルチメディアデイジー★等の収集に努めます。

「障害者差別解消法★」

正式な名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言い、障害のある人もない人も、ともに住みやすい社会を作るために、平成２５年６月に制定されました。障害に基づく差別を禁止して、平等な機会・チャンス・待遇の保証を目的としています。社会的障壁を取り除くための合理的配慮を求めています。

「マルチメディアデイジー★」

音声データとテキスト（文章）データが合わせて出力できるデジタル資料のです。デイジーとは Digital Accessible Information System を略した用語です。

Ⅱ　子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

（1）子どもの読書活動の推進体制の整備

① 市立図書館と学校との連携

・学校図書館協議会司書部会に市立図書館職員・司書が参加し、子どもの読書活動に関する課題について情報交換を行い、協働して子どもの読書活動を推進します。

② 読書ボランティア等との協力・連携の推進

・読書ボランティアについて市民への啓発活動を行うとともに、ボランティア活動への参加者募集や支援、活動先のコーディネートなどを行います。

・市全体で読書活動を推進するにあたり、読書ボランティア団体の連携と相互の情報共有を図るためのネットワークづくりを進めます。

③ 行政機関の連携

・「うきは市子ども・子育て支援事業計画★（平成２７年３月策定）」の基本理念達成のために、行動目標に基づいて子どもの読書活動を推進します。

④ 他の図書館との連携

・子どもの読書活動に関する情報交換、図書資料の相互貸借を継続的に行います。

⑤ 広域ネットワーク

・「福岡県公共図書館等協議会」★や福岡県教育庁北筑後教育事務所、管内の各公共図書館及び小・中学校、特別支援学校、読書ボランティアの各代表で構成する「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」に参加し、研修及び情報交換を行います。

⑥ 計画進行管理

・この計画を効果的に進めるため、学校、保育所（園）、幼稚園、ボランティア団体、行政等が連携をとり、協力しながら推進活動に取組みます。

・学識経験者、学校関係者、ボランティア団体の代表者、市民からの公募による委員で構成する「うきは市立図書館協議会」に計画の進捗状況を報告するとともに意見や助言を求め、この計画の円滑かつ適正な推進に努めます。

「うきは市子ども・子育て支援事業計画★」

「次世代育成支援行動計画」の基本理念を引き継ぎ、平成２７年３月に策定された５ヶ年計画です。うきは市の貴重な宝である子どもたちが、良質な環境で健やかに成長し続けるために、子ども・子育て支援の質や量の充実と共に、家庭、学校、地域、職域などのあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々が協働し支援を行っていくことを目的に策定されました。

「福岡県公共図書館等協議会★」

福岡県内の公共図書館、公民館図書館（室）、県立図書館、県の社会教育機関を会員とする組織で、図書館事業の調査研究、読書の普及推進に必要な事業の開催、講演会・研究会・講習会の実施などを行っています。

（2）子どもの読書活動の普及啓発の推進

①「うきは市子ども読書の日」等の取組

・４月２３日★の「子ども読書の日」にちなんで、毎月２３日を「うきは市子ども読書の日」とし読書活動の啓発に努めます。

・「うきは市子ども読書の日」、「こどもの読書週間★」を中心に、家庭や地域、保育所（園）、学校、市立図書館、行政が連携、協力して関連事業を開催し、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）などの推進を図ります。

②　地域の読書活動情報の提供

・おはなし会や読み聞かせ会の案内、読書ボランティアの活動や関連イベントなど、子どもの読書活動に関する情報を市民に提供します。

・読書の意義について関心と理解を深めるための研修会や講座、講演会の情報を提供し参加を呼びかけます。

「４月２３日★」

２００１年１２月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、４月２３日が子ども読書の日と定められました。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子ども多積極的にどう諸活動を行う意欲を高めるために制定されたものです。シェイクスピアとセルバンテスの命日であることにちなんでこの日が選ばれました。

「こどもの読書週間★」

２０００年の「子ども読書年」を機に、それまでの５月１日～１４日から現在の４月２３日～５月１２日の３週間に期間が延長されました。「こどもの日」にならって、「子どもの・・」ではなく、ひらがなで「こどもの・・」となっています。

第４章　子どもの読書活動推進のための施策表

Ⅰ　家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

施策項目		具体的な取組	実施区分	関係機関・部署
１家庭	(1)家庭での読み聞かせの推進	保護者等を通じた子どもの読書活動の啓発 家読（うちどく）用おすすめリストの活用	継続	保育所(園) 幼稚園 学校 福祉事務所 保健課 生涯学習課 学校教育課 市立図書館
	(2)乳幼児期の啓発	ブックスタート事業の充実	継続	
	(3)妊娠期の啓発	パンフレットの作成および配布	継続	
	(4)家読（うちどく）の推進	家読（うちどく）の広報・啓発 必要な資料や情報の提供	継続	
	(5)家庭でのノーメディアタイム	ノーメディアタイムの広報・啓発	拡充	
	(6)「おうち図書館」の推進	「おうち図書館」設置の広報・啓発	新規	
２地域	(1)身近に本がある環境づくり	市立図書館の団体貸出、図書館除籍資料の活用	拡充	生涯学習課 市立図書館
	(2)読書に関する活動の充実	おはなし会の開催 子ども読書の日や読書週間行事の充実と参加奨励	継続	
３保育所（園）幼稚園	(1)身近に本がある環境づくり	市立図書館の団体貸出、図書館除籍資料の活用	拡充	保育所(園) 幼稚園 福祉事務所 生涯学習課 市立図書館
	(2)読み聞かせや読書時間の充実	保育士・保育教諭・幼稚園教諭や読書ボランティア等によるおはなし会の開催	継続	
	(3)保護者へのはたらきかけ	絵本リストの作成および配布 読み聞かせの資料提供と奨励	継続	
４学校	(1)「子ども読書の日」の取組	子ども読書の日、読書週間等にあわせた読書活動の取組の充実	継続	学校 生涯学習課 学校教育課 市立図書館
	(2)読書指導の充実	読書活動に関する研修会への参加	継続	
	(3)学校図書館の充実	図書の購入・更新	拡充	
	(4)ボランティア活動の推進	読書ボランティアによる読み聞かせの充実	継続	
	(5)朝の読書活動等の充実	朝の読書活動等の取組の充実	継続	
	(6)学校司書の配置と研修の充実	小・中学校の学校図書館への学校司書配置及び研修の実施 学校図書館協議会研修の充実と参加	拡充	
	(7)司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教員の連携	討論や発表などを通した主体的・対話的で深い学びにおける学校図書館の利用	新規	
	(8)市立図書館との連携	図書資料の団体貸出の活用 学校図書館協議会と市立図書館との連絡会及び技能講習会の実施	継続 拡充	
	(9)保護者へ親子読書の呼びかけ及びＰＴＡとの連携	ＰＴＡと連携した、読書の意義についての啓発と家読の奨励	継続	
	(10)小学生読書リーダーの養成	うきは市小学生読書リーダー養成講座への参加奨励と児童会活動等での活用	継続	
	(11)うきどくノート活用	市立図書館作成のうきどくノート等を活用した学校・家庭での読書の奨励	継続	

施策項目		具体的な取組	実施区分	関係機関・部署
5 市立図書館	(1)市立図書館の整備・充実	児童コーナーの充実	拡充	生涯学習課 学校教育課 市立図書館
		各種ニーズに対応する特設コーナーの設置		
	(2)おはなし会等の充実	おはなし会、ブックトーク、アニマシオンの実施	拡充	
	(3)乳幼児サービスの充実	ブックスタート事業の充実	継続	
	(4)中高生へのサービスの充実	ティーンズコーナーの充実	拡充	
		調べ学習や討論、発表を支援するレファレンスの充実		
		ＰＯＰコンクールやビブリオバトル等中高生対象事業の実施		
	(5)団体貸出による市立図書館資料の活用	各施設のニーズに合致した団体貸出資料の選書と配送	拡充	
		アクティブラーニング等で必要な図書等資料の選書と配送		
	(6)読書ボランティアの育成・支援	読み聞かせ技術向上に向けた研修会の実施、情報の提供	継続	
	(7)情報機器の活用	蔵書検索システムやスマートフォン等携帯端末対応サービスの充実	継続	
	(8)市立図書館広報の充実	図書館だよりの~~発行~~充実	拡充	
		児童向け新刊案内、おすすめ本リストの発行		
		ホームページを通した情報の公開		
		図書館見学やオリエンテーションの実施		
	(9)専門職員の確保・育成	図書に精通した司書の配置	継続	
		児童向け研修会等への参加	拡充	
		レファレンス技能向上に向けた研修会等への参加		
	(10)講座・講演会の実施	子どもの読書活動に関する講座の実施	拡充	
		児童書や読書活動に関する講演会（うきどく講演会）の実施		
		読み聞かせ、おはなし会等の実践講座の実施		
	(11)各団体との連携・協働	学校図書館協議会との連携	拡充	
		地域子育て支援センター等との連携		
		各団体への図書館職員の派遣		
		読書ボランティア団体との交流や連絡会、ネットワークの構築		
	(12)新一年生の利用カード発行	小学校新一年生、中学校新一年生の一斉登録及び登録更新の実施	拡充	
	(13)家読コーナーの充実	家読におすすめの図書に関する情報提供	拡充	
	(14)うきどくノートの充実	学校司書と連携して行う内容の更新	拡充	
	(15)図書館職場体験	小学生等による図書館の司書体験活動	拡充	
		中高生の職場体験・インターンシップの受入		
	(16)読書リーダー等の養成	小学生読書リーダー養成講座の実施	継続	
	(17)生涯学習センター「読書室」の支援	蔵書の選書、特設コーナー等の設置、連携事業の実施等	新規	
	(18)「おうち図書館」の推進	「おうち図書館」の啓発・広報	新規	
		「おうち図書館」に適した選書等の情報提供		
	(19) 障害のある子どもの読書活動の推進	音の出る絵本やさわる絵本等の充実	新規	

Ⅱ　子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

施策項目		具体的な取組	実施区分	関係機関・部署
1　子どもの読書活動の推進体制の整備	(1)市立図書館と学校との連携	学校司書と市立図書館の司書との連絡会及び技能講習会の実施	拡充	生涯学習課 学校教育課 福祉事務所 市立図書館
	(2)読書ボランティア等との協力・連携の推進	読書ボランティア活動状況の把握、情報提供、活動先の紹介などのコーディネート	継続	
	(3)行政機関の連携	うきは市子ども・子育て支援事業計画の推進	継続	
	(4)他の図書館との連携	子どもの読書活動に関する情報交換、相互貸借	継続	
		福岡県立図書館子ども図書館★との連携		
	(5)広域ネットワーク	「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」への参加	拡充	
		「絵本コンシェルジュ」を活用した読み聞かせ講座等の実施		
	(6)計画進行管理	うきは市立図書館協議会の充実及び情報の公開	拡充	
2　子どもの読書活動の普及啓発の推進	(1)「うきは市子ども読書の日」等の取組	毎月２３日をうきは市子ども読書の日とし、家族で読書や家読(うちどく)を推進	継続	生涯学習課 学校教育課 福祉事務所 市立図書館
	(2)地域の読書活動情報の提供	読書ボランティア活動情報・イベント情報の提供	継続	

「福岡県立図書館子ども図書館★」

福岡県立図書館に併設された子どもの読書活動を推進する図書館です。絵本や読み物をはじめ、子ども向きの図書、子どもの読書についての研究所などをそろえ、幼児から大人まで図書館サービスを行っています。

資 料 編

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

（平成１３年１２月１２日 法律第１５４号）

（目的）

第１条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条 子ども（おおむね18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２ 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３ 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２ 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４ 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第１０条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２ 子ども読書の日は、４月２３日とする。

３ 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第１１条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

１ 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

２ 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

３ 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

４ 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

５ 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

６ 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「文字・活字文化振興法」

（平成１７年７月２９日 法律第９１号）

（目的）

第１条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第３条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行わなければならない。

２ 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３ 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されな
ければならない。

（国の責務）

第４条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第６条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）
第７条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
２ 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
３ 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
４ 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（学校教育における言語力の涵養）
第８条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
２ 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。
（文字・活字文化の国際交流）
第９条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
（学術的出版物の普及）
第１０条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（文字・活字文化の日）
第１１条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
２ 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
３ 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行動が実施されるよう努めるものとする。
（財政上の措置等）
第１２条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

「国民読書年に関する決議」

（平成２０年６月６日）
＜衆議院本会議＞
国民読書年に関する決議（第１６９回国会、決議第２号）
文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。
しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。
我が国の国会はこうした危機意識から、平成１１年（西暦１９９９年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成１３年（西暦２００１年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成１７年（西暦２００５年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。
学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕

著な例である。
こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から５年目の平成２２年（西暦２０１０年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。
右決議する。
＜参議院本会議＞
国民読書年に関する決議
文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穣で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。
しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。
我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。１９９９年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、２００１年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに２００５年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。
それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。
この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、２０１０年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。
右決議する。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）

（平成25 年5月 閣議決定）
（第３章 基本的方針）
読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。
また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で，個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。
このように，知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第２条や文字・活字文化振興法（平成17年法律第９１号）第１条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。
以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。
１．家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。
このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。
２．子どもの読書活動を支える環境の整備
子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。
あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

３．子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」

（平成２８年８月 福岡県教育委員会）

（概要）

１ 基本目標

（１）読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

また、読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

「福岡県子ども読書推進計画」においては、読書活動とは、読書という本を読む行為と読書に関する様々な活動とを併せたものと定義しており、学校・家庭・地域・民間において、 「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことで、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動の現状としては、平成27 年度の第61回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、１か月の平均読書量は、小学生が11.2 冊、中学生が4.0 冊、高校生が1.5 冊となっています。また、１か月間に１冊も本を読まなかった者の割合は、小学生4.8%、中学生13.4%、高校生51.9%で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかがえます。

学校においては、朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、児童生徒の読書リーダーや読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。

特に「朝の読書」等では、「学級全体が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、親子で同じ本を読んだり、リレー方式で本の感想等の情報交換をしたりするなど家庭における読書活動の取組も広がりはじめ、子どもの読書習慣の定着とともに、親子のコミュニケーションづくりの場ともなっています。

さらに、関係課において図書館、子どもの読書活動推進機関・団体等と連携して、環境整備を含めた子どもの読書活動の定着・充実を図る取組を実施しています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

（２）計画の目標

子ども（おおむね18 歳以下を指す。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となり、子どもの読書習慣を形成する時期となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、全校一斉読書や読書指導等の学校教育活動や地域の図書ボランティア等と連携した様々な取組を通して、読書の楽しさを体験できる機会を設

け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書の習慣を定着させることが重要です。
中学生・高校生では、生涯にわたる読書の習慣を確立させるため、取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。
そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

２ 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第１項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第２項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。
なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「福岡県総合計画『県民幸福度日本一』の福岡県を目指して」（平成24 年３月）の中には子どもの読書活動の充実が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

３ 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進し、子どもの読書習慣の形成・定着・確立を図るため、４つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

（１）家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が挙げられます。
まずは、「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。
「家庭」は、乳幼児期をはじめとして、読書習慣を形成するために重要な役割を持っており、また「地域」とともに、休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。
「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、地域における読書活動の推進を通して、子どもの読書習慣を形成し、定着させ、確立させる上で重要な役割を持っています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を、一層充実させる必要があります。
「学校」は、学習指導要領において読書活動の位置付けがあり、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる必要があります。これらを踏まえ学校図書館は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動などを含め、学校の教育活動全体を通じて多様な読書活動が展開され、子どもの読書習慣の定着・確立を図る上で重要な役割を持っています。このため、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。
「民間」は、子どもの読書活動に関する関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。
例えば、読書習慣等の市町村での取組、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。
また、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動を充実させるとともに、民間ネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るためにも「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これらの民間団体の活動を支援します。

（２）子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。
また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図ることは、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身につけていく上で重要なことから、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

（３）図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進し、生涯にわたる読書習慣を身につけていくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

（４）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施でき、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身に付けていく上で効果的であると考えます。

また、書店商業組合を通した各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

うきは市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

（平成 24 年４月３日教育委員会告示第２号）

（趣旨）

第１条 うきは市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し、必要な事項を協議するため、うきは市子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1） 推進計画の策定に関し、幅広い見地から意見又は助言を得ること。

（2） その他推進計画の策定に関し必要な事項を協議すること。

（組織）

第３条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） うきは市内の幼稚園、保育所及び保育園代表 １名

（2） うきは市立小学校長会代表 １名

（3） うきは市立中学校長会代表 １名

（4） 学校司書代表 １名

（5）うきは市立小学校 PTA 会長及びうきは市立中学校ＰＴＡ会長代表 １名

（6） 読み聞かせボランティア代表 １名

（7） 学識経験者 １名

（8） 公募による市民の代表者 ２名

（任期）

第４条 委員の任期は、推進計画の策定が完了する日までとする。

（会長及び副会長の職務）

第５条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 協議会は、会長が招集し、議長を務める。

２ 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（費用弁償）

第７条 委員が招集に応じて出務したときは、うきは市職員等旅費に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 58 号）第２条第５項の規定に基づき費用弁償を支払う。

【うきは市職員等旅費に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 58 号）第２条第５項】

（庶務）

第８条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

（その他）

第９条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

読書活動実態調査（読書に関するアンケート調査）

1　回収率等

小学校2年生

学校名	小塩	妹川	山春	大石	御幸	姫治	千年	吉井	福富	江南	計
対象数	4	1	22	19	65	1	43	34	27	26	242
回収数	3	1	22	19	41	1	40	34	27	25	213
回収率	75%	100%	100%	100%	63%	100%	93%	100%	100%	96%	88%

小学校4年生

学校名	小塩	妹川	山春	大石	御幸	姫治	千年	吉井	福富	江南	計
対象数	6	0	21	25	67	2	36	35	33	20	245
回収数	6	0	21	25	58	2	34	34	32	20	232
回収率	100%	－－－	100%	100%	87%	100%	94%	97%	97%	100%	95%

小学校6年生

学校名	小塩	妹川	山春	大石	御幸	姫治	千年	吉井	福富	江南	計
対象数	2	2	23	26	71	4	46	39	40	18	271
回収数	2	2	23	26	69	2	42	38	38	18	260
回収率	100%	100%	100%	100%	97%	50%	91%	97%	95%	100%	96%

中学校2年生

学校名	浮羽	吉井	計
対象数	116	145	261
回収数	115	139	254
回収率	99%	96%	97%

小2保護者

学校名	小塩	妹川	姫治	山春	大石	御幸	千年	吉井	福富	江南	計
対象数	4	1	1	22	19	65	43	34	27	26	242
回収数	4	1	1	20	15	52	21	29	24	20	187
回収率	100%	100%	100%	91%	79%	80%	49%	85%	89%	77%	77%

年長児保護者

園名	山春	浮羽	御幸	遊林	光輪	千年	若葉	千草	いずみ	吉井幼	計
対象数	9	7	2	23	26	28	43	25	26	50	239
回収数	7	7	2	17	21	15	24	22	13	28	156
回収率	78%	100%	100%	74%	81%	54%	56%	88%	50%	56%	65%

2　集計結果

（1）　児童生徒

問1　本を読むことが好きですか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	好き	78	58	91	87	169	145	80	55	69	57	149	112	65	57	74	65	97	73	415	330	38	40	59	33	97	73
2	どちらかと言えば好き	16	17	26	24	42	41	30	41	39	43	69	84	47	47	49	45	99	93	210	218	51	51	48	42	99	93
3	どちらかと言えば嫌い	2	4	8	3	10	7	9	3	5	9	14	12	8	10	16	9	24	36	48	55	13	9	11	27	24	36
4	嫌い	0	5	3	7	3	12	0	3	3	6	3	9	0	2	11	6	13	14	19	35	6	4	7	10	13	14
5	分からない	7	3	5	5	12	8	7	10	15	5	22	15	4	8	20	11	28	38	62	61	20	11	8	27	28	38

市全体としては、学年が進むにつれ本好きの児童生徒が減少していく。経年変化を見ると、どの学年も減少が進んでいることが分かる。地域間の差異については、小学校においては、浮羽町地域で本好きの減少が進んでいるのに対し、吉井町地区では横ばいか増加している。中学校では傾向が逆転し、浮羽町地域で読書に好意的な回答が増加、吉井町地域で減少としている。小中共に地域間の差異が認められる。

問２　本をもむことが好きになったのはどうしてですか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	いろいろ分かって面白い	43	37	59	63	102	100	56	50	46	56	102	106	64	59	63	62	127	121	331	327	58	46	49	38	107	84
2	家の人に読んでもらった	26	17	20	25	46	42	25	22	22	21	47	43	10	10	10	11	20	21	113	106	4	5	4	10	8	15
3	家族に本好きがいる	1	2	3	0	4	2	0	3	6	2	6	5	5	3	9	6	14	9	24	16	4	5	5	2	9	7
4	本好きの友達がいる	2	3	1	5	3	8	3	0	1	4	4	4	1	5	5	2	6	7	13	19	3	9	10	6	13	15
5	図書館等に連れて行ってもらう	5	14	6	4	11	18	13	8	12	8	25	16	9	18	20	16	29	34	65	68	9	9	25	9	34	18
6	学校の先生の勧め	1	0	2	3	3	3	2	3	1	0	3	3	1	1	0	1	1	2	7	8	0	2	1	1	1	3
7	学校の読み聞かせ	18	13	27	14	45	27	15	16	28	14	43	30	19	17	16	18	35	35	123	92	12	11	13	6	25	17

市全体としては、どの学年を通じても自分自身の実感が第１の要因となっている。また、学年が進むにつれて家族が関わる要因の影響が小さくなっている。地域間の差異については、学年ごとに傾向が異なっており、共通した傾向は見いだせない。

問３　１か月にどれくらい本を読みますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	読まない	2	5	4	9	6	14	0	3	2	2	2	5	2	6	5	9	7	15	15	34	27	8	7	53	34	61
2	1～5冊	12	14	26	25	38	39	16	21	23	20	39	41	30	39	49	37	79	76	156	156	65	47	79	57	144	104
3	6～10冊	14	12	29	17	43	29	20	30	41	38	61	68	36	43	50	39	86	82	190	179	13	21	29	11	42	32
4	11～15冊	14	7	12	16	26	23	20	15	26	18	46	33	24	18	25	26	49	44	121	100	12	21	13	8	25	29
5	16～19冊	17	6	19	15	36	21	30	21	13	19	43	40	16	11	18	14	34	25	113	86	2	7	1	4	3	11
6	20冊以上	42	44	41	25	83	69	40	20	28	16	68	36	16	18	22	13	38	31	189	136	9	12	4	6	13	18

市全体としては、学年が進むにつれて読書量が減少していることが分かる。「不読率」は小中共に増加し、小学校で１．９%→４．９%に増加（全国平均４．０%）、中学校では１３．０%→２３．９%に大幅に増加（全国１５．４%）した。ただし、中学校は地域間の差異が大きく、浮羽町地域では２１．１%→６．９%に激減し、吉井町地域では５．３→３８．１%に激増した。

問４　なぜ本を読まなくなったと思いますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	面白くない	2	3	6	5	8	8	0	0	4	0	4	0	0	3	1	3	1	6	13	14	8	3	5	14	13	17
2	難しい	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	2	1	2	1	5	1	3	0	0	2	3	2
3	TV やゲームの方が面白い	1	0	5	3	6	3	1	1	9	0	10	1	2	1	5	1	7	2	23	6	1	1	0	17	1	18
4	読書感想文が嫌い	0	1	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	2	1	2

5	時間が無い	1	1	1	0	2	1	0	1	4	1	4	2	0	2	3	2	3	4	9	7	9	3	7	10	16	13
6	その他	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	2	2	2	5	2	6	1	1	4	7	5

市全体としては、読書への興味を持てないことが理由の第１であるが、中学校においては TV やゲーム、インターネットに興味が向かっていることが分かる。スマホ、ケータイなどの普及と利用が一層進んでいることが見て取れる。地域間の差異があり、吉井町地区の方が傾向が顕著である。中学校は活動などで小学校に比べ自由時間を作りにくいと思われるが、「時間が無い」よりも「TV、ゲーム、インターネット」が上位になっており、好きに事には時間を作ってでもするという中学生の姿が垣間見える。小学校場合はそもそも回答者数そのものが少なく、数値に統計的な意味はあまりない。

問５　読みたい本をどこで手に入れていますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	家の本を読む	12	17	36	25	48	42	23	16	27	11	50	27	14	21	21	23	35	44	133	113	12	6	9	30	21	36
2	学校図書館から借りる	53	41	67	62	120	103	44	39	62	64	106	103	56	74	99	62	155	136	381	342	52	73	40	26	92	99
3	市立図書館から借りる	17	26	15	20	32	46	27	30	9	26	36	56	21	18	17	23	38	41	106	143	12	2	7	10	19	12
4	友達から借りる	4	0	1	0	5	0	1	1	1	0	2	1	1	1	0	1	1	2	8	3	8	1	4	3	12	4
5	店で買う	17	8	11	20	28	28	29	25	33	23	62	48	32	46	35	47	67	93	157	169	41	32	72	72	113	104

市全体としては、全学年を通じて身近な存在である学校図書館の役割が大きいことが分かる。地域間の差異は全体としては統一できないが、中学校では、浮羽町地域では学校図書館の存在が大きくなり、吉井町地域では存在が小さくなっており、逆の傾向が現れている。

問６　学校図書館にはどれくらい行きますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	毎日	33	55	57	36	90	91	52	39	25	23	77	62	14	29	20	9	34	38	201	191	7	6	5	14	12	20
2	2～3日に1回	43	15	50	60	93	75	56	31	70	60	126	91	69	49	77	77	146	126	365	292	31	39	26	22	57	61
3	週に1回	13	8	14	16	27	24	9	32	23	25	32	57	27	30	56	33	83	63	142	144	32	48	27	27	59	75
4	月に1回	5	3	5	3	10	6	3	2	3	8	6	10	6	5	9	12	15	17	31	33	15	10	19	21	34	31
5	行かない	9	8	3	10	12	18	5	6	9	3	14	9	7	8	8	3	15	11	41	38	37	9	52	52	89	61

６市全体としては、学年が進むにつれて徐々に利用度が減少している。経年的な差異はあまり大きくないが、浮羽町地域では利用度が増加しており、本の入手先や不読率の減少との相関関係が認められる。

問７　市立図書館にはどれくらい行きますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	毎日	3	4	1	8	4	12	1	1	1	1	2	2	1	1	2	0	3	1	9	15	1	0	0	0	1	0

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
2	2～3日に1回	5	13	7	8	12	21	10	8	5	6	15	14	3	2	4	1	7	3	34	38	3	1	1	0	4	1
3	週に1回	26	14	24	26	50	40	30	23	12	24	42	47	19	11	8	15	27	26	119	113	9	5	3	4	12	9
4	月に1回	16	9	18	15	34	24	35	27	20	25	55	52	39	29	24	25	63	54	152	130	25	17	13	15	38	32
5	行かない	52	48	77	70	129	118	49	52	91	62	140	114	60	79	132	89	192	168	461	400	89	93	114	118	203	211

７市全体としては、小学生の６割、中学生の８割強が利用していない実態が分かる。学年が進むにつれて、利用度が下がっている。ほとんどの児童生徒にとって、市立図書館は校区外の施設であることから、保護者に連れて行ってもらうことが来館の前提となる。地域間の差異を見ると、吉井町地域では利用の増加が認められる。市立図書館の地区別利用統計（利用者数・利用回数）や保護者アンケートの結果と一致する。

問８　市立図書館に行かない理由は何ですか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	読みたい本が無い	7	4	7	6	14	10	4	4	5	2	9	6	7	4	8	6	15	10	38	26	12	9	15	14	27	23
2	他の図書館に行く	2	2	6	3	8	5	2	4	4	6	6	10	4	8	5	4	9	12	23	27	1	10	4	3	5	13
3	興味がない	3	6	11	6	14	12	3	8	9	4	12	12	4	13	23	4	27	17	53	41	27	18	20	28	47	46
4	時間が無い	30	22	22	27	52	49	21	20	27	24	48	44	25	32	40	46	65	78	165	171	22	33	24	23	46	56
5	図書館が遠い	6	2	22	19	28	21	13	12	27	12	40	24	16	18	34	17	50	35	118	80	16	17	37	40	53	57
6	その他	5	11	14	11	19	22	10	4	23	10	33	14	8	8	23	14	31	22	83	58	12	4	12	8	24	12

市全体としては、時間と距離の要因が大きい。小２と中２は図書館の立地場所から距離的な理由が浮羽町地域と吉井町地域で差がみられるが、保護者と同行しての来館が前提となることから、小学生においては地域間の差異は見られない。中学生は保護者との同一行動を避けるようになる年齢であることから、吉井町地域は距離的な理由が多いものと思われる。６その他の項目の自由記述欄には「学校図書館に行くから」が多く、他の図書館を選んだ回答者の多くは学校図書館を指すものと推測される。

問９　本を読むことについてどう思いますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	楽しい・感動する	57	47	61	69	118	116	88	64	66	56	154	120	79	67	85	77	164	144	436	380	66	69	83	59	149	128
2	友達や家族と本について話す	15	13	10	11	25	24	4	12	12	14	16	26	6	9	13	11	19	20	60	70	7	3	15	3	22	6
3	物知りになる	18	18	25	18	43	36	14	15	20	14	34	29	19	25	30	19	49	44	126	109	18	19	16	28	34	47
4	良く考えるようになる	8	7	15	10	23	17	10	4	12	15	22	19	16	14	18	14	34	28	79	64	15	8	4	13	19	21
5	楽しくない・めんどう	1	5	13	11	14	16	7	6	9	9	16	15	0	6	14	7	14	13	44	44	14	11	10	28	24	39
6	その他	3	0	1	3	4	3	3	9	11	2	2	11	3	5	7	8	10	13	28	27	5	6	4	6	9	12

市全体としては、読書に対して肯定的な回答が８割強であるが、地域間の差異として、吉井町地域の中学２年生のみ否定的回答が増えている。学校図書館の利用度、不読率の減少などとの相関関係が認められる。

問１０

潜在的な読書意欲を問う設問である。市全体としては、小高・中低である。経年変化に地域間の差異があり、浮羽町地域は小学校で意欲の減少、吉井町地域で増加、中学校では傾向が逆転し、浮羽町地域で増加、吉井町地域で減少という傾向がみられる。小学校では利用統計で見られる吉井町地域の利用増（児童・一般共）と、中学校では学校図書館利用や読書量（不読率）、読書に対する肯定的な感情と、それぞれ相関関係が認められる。

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	TV･ゲーム等の時間を減らす	30	27	38	46	68	73	58	41	53	48	111	89	55	59	54	59	109	118	288	280	55	49	59	68	114	117
2	家族と一緒に本を読む	19	18	28	42	47	60	15	21	14	22	29	43	9	13	10	12	19	25	95	128	4	4	4	3	8	7
3	市立図書館等に連れて行ってもらう	18	18	21	20	39	38	28	22	21	24	49	46	19	18	31	29	50	47	138	131	9	10	15	18	24	28
4	学校の図書室に先生がいる	5	4	5	5	10	9	4	7	3	1	7	8	1	3	2	6	3	9	20	26	3	2	3	9	6	11
5	学校の図書館にたくさんの本がある	29	15	34	14	63	29	19	15	29	21	48	36	33	30	56	27	89	57	200	122	41	40	37	24	78	64
6	その他	2	4	3	4	5	8	2	5	11	3	13	8	4	7	14	11	18	18	36	34	11	9	11	15	22	24

１０市全体としては、学年が進むにつれて、TV やゲーム、インターネットの利用時間が増えてきていることを本人も自覚していることが分かる。低学年ほど、以前より家族の影響を強く意識している。地域間の差異はさほど大きくない。

問１１　毎日、TV・ゲームにどれくらい時間を使っていますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	全然見ない（0時間）	10	10	15	11	25	21	7	5	4	5	11	10	2	1	3	1	5	2	41	33	4	4	2	1	6	5
2	～30分	37	33	40	53	77	86	14	12	18	24	32	36	6	6	13	17	19	23	128	145	5	6	19	10	24	16
3	30～1時間	20	14	26	29	46	43	31	34	33	36	64	70	21	36	32	20	53	56	163	169	25	15	39	10	64	25
4	1～2時間	19	13	20	12	39	25	32	32	17	25	49	57	46	30	45	29	91	59	179	141	45	33	39	52	84	85
5	2～3時間	6	3	11	2	17	5	16	12	12	17	28	29	26	28	36	26	62	54	107	88	22	28	18	39	40	67
6	3時間以上	11	15	18	19	29	34	26	17	25	11	51	28	22	19	40	36	62	55	142	117	25	29	15	25	40	54

１１市全体としては、小学生では若干視聴時間が増えている程度であるが、中学生では長時間の割合が大きく増加している。TV ではなく、スマホ、ケータイ等のネット利用が考えられる。問４と同様、各種メディアの影響が大きくなっている傾向を示してる。また、吉井町地域の方が長時間視聴の増え方が顕著。浮羽町地域の中学生も長時間視聴が増えているものの、読書量も増えている。TV、スマホなどは基本的に学校外での利用であることから、浮羽町地域の読書に充てる時間は、家庭ではなく多くは学校にいる時間帯にあるものと推測される。

問１２　夏休みに何か読みたい本はありますか

		小学校2年生						小学校4年生						小学校6年生						小学校市内計		中学校2年生					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計				浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	あ る	68	61	86	90	154	151	100	83	73	85	173	168	91	78	100	90	191	168	518	487	47	56	63	47	110	103
2	無 い	35	25	41	34	76	59	26	26	35	31	61	57	32	44	70	39	102	83	239	199	78	60	69	89	147	149

（2） 保護者

問１　お子さんは本を読むことが好きですか
（小２保護者のみの設問）

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	好き	設問無し						42	36	45	39	87	75
2	どちらかと言えば好き							42	35	46	34	88	69
3	どちらかと言えば嫌い							15	17	13	9	28	26
4	嫌い							2	4	5	6	7	10
5	分からない							1	1	1	6	2	7

年長児保護者結果に関して

小２保護者結果に関して

市全体としては、どちらかと言えばを含めて「好き」が減少した。地域間の差異としては、吉井町地区において「分からない」の増加が多く、子どもの性向を把握していない保護者の割合が高くなったと言える。吉井小、福富小にその傾向が見られるが、実人数としてはさほど大きいものではない。

問２　お子さんが読書を好きになった理由は何ですか
（小２保護者のみの設問。問１で好き・どちらかというと好きと答えた保護者のみ。）

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	家庭で読み聞かせをしていた	設問無し						41	22	45	31	86	53
2	学校で読み聞かせがあった							14	11	7	18	21	29
3	家族や友達と本について話す							6	7	5	6	11	13
4	本が好きな家族がいる							7	14	10	16	17	30
5	家に本がたくさんある							6	12	10	13	16	25
6	本が好きな友達がいる							0	2	1	4	1	6
7	その他							8	13	13	8	21	21

市全体としては、家庭での読み聞かせとする回答が減少し、反面、本好きな家族の存在や本がある家庭の環境の影響が多くなっている。経年変化をみると、両町地域とも、問４の読み聞かせの実施度との相関がみられる。

問３　読書が良いのはどのようなことだと思いますか

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	楽しい･気分転換	7	14	18	12	28	26	設問無し					
2	知識の増加	23	23	32	39	62	62						
3	考える力	16	18	26	37	45	55						
4	感性が高まる	31	24	35	28	72	52						
5	生活に役立つ	1	0	0	2	1	2						

市全体としては、知識の増加、感性の増進が理由として大きい。経年変化をみると、考える力の育成が増えている。地域間の差異としては、浮羽町地域では、楽しさが増えているのに対し、吉井町地域では減少している。

問４　お子さんが幼少のころ読み聞かせをしたことがありますか

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	良くしていた	11	10	23	21	38	31	30	20	41	27	71	47
2	時々していた	42	34	60	59	114	93	50	50	48	49	98	99
3	あまりしていない	23	21	25	14	51	35	21	17	17	27	38	44
4	していない	2	4	4	1	6	5	1	3	4	5	5	8

市全体としては、していないと回答した保護者は 3%程度であり、大多数は読み聞かせをしている。経年変化はほとんど見られない。地域間の差異としては、浮羽町地域が減少、吉井町地域が増加の傾向を見ることができる。

市全体して読み聞かせの実施度が低下している。地域間の差異は無い。

問５　読み聞かせによってどのような変化がありましたか
（小２保護者のみの設問。問５で良くしていたと答えた保護者のみ。）

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	絵や文字に興味を持つ	設問無し						22	30	29	26	51	56
2	読み聞かせをせがむ							15	19	14	13	29	32
3	言葉が発達した							4	4	6	1	10	5
4	本が好きになった							11	10	13	30	24	40
5	人の話が聞ける							1	2	0	1	1	3
6	落ち着いた							2	1	1	3	3	4
7	変化なし							4	1	4	5	8	6
8	その他							0	2	1	3	1	5

市全体としては、本好きになったが増加したが、浮羽町地区では減少している。地域間の差異は、「絵や文字に興味を持つ」と「本好きになった」の割合の変化が、浮羽町地区と吉井町地区で逆の傾向を見せている。

問６　あなた自身は月に何冊読みますか

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	全く読まない（0冊）	23	32	33	28	65	60	31	40	23	40	54	80
2	1～2冊	38	25	60	44	105	69	46	33	54	46	100	79
3	3～5冊	10	8	9	17	20	25	16	8	16	10	32	18
4	6～9冊	3	0	6	3	11	3	5	2	3	2	8	4
5	10～冊	4	3	4	2	8	5	3	7	12	7	15	14

市全体としては、読書量が減少している。浮羽町地域でその傾向がより顕著である。

市全体としては、読書をする割合が減少している。保育園の保護者ではさほど大きな減少値では無いことと大きく異なる。特に吉井町地区において顕著であ

問７　読むための本をどのようにして準備していますか

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	書店	42	41	73	54	128	95	44	62	58	57	102	119
2	インターネット	0	9	4	8	4	17	3	12	3	6	6	18
3	家にあるもの（小のみ）							14	19	4	23	18	42
4	幼保園で購入（幼保のみ）	3	4	4	6	9	10						
5	市立図書館	32	17	30	33	66	50	33	34	34	29	67	63
6	電子書籍（小のみ）							2	8	1	8	3	16

市全体としては、入手先が書店からインターネットに移行していることが分かる。浮羽町地域では、市立図書館からインターネット購入へ移行している。市立図書館からの貸出は浮羽町地域で減少し、吉井町地域で増加している。市立図書館の利用増加は、利用統計（利用者数及び貸出冊数）からもその傾向が裏付けられている。

市全体としては、入手先が書店からインターネットに移行していることが分かる。保育園保護者と同様の傾向である。浮羽町地域の方が、市立図書館からインターネット購入へ移行が多い。保育園保護者と同様の傾向である。市立図書館からの貸出は両町地域で減少していることが保育園保護者とは異な

問８　子どもを本好きにするにはどうしたらよいですか

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	市立図書館の充実	11	8	13	32	21	17	32	21	17	22	49	43
2	TV･ゲーム等の時間を減らす	2	7	5	19	26	18	19	26	18	21	37	47
3	学校での指導	8	7	8	6	8	9	6	8	9	12	15	20
4	家族で本を読む	54	52	77	36	55	46	36	55	46	46	82	101
5	本人の考えに任せる	3	3	7	8	9	13	8	9	13	19	21	28
6	その他	0	2	2	1	3	5	1	3	5	1	6	4

市全体としては、７割近くの保護者が家族で本を読むことが大切と回答している。経年変化を見ると、ゲームやスマホ・ケータイの普及に伴い、それらの影響を懸念している様子が見て取れる。吉井町地域の方が割合は高い。市立図書館の役割を期待する意見は両町地域で減少している。

保育園保護者と同様、家族で本を読むことが重視されているが、保育園とは異なり市立図書館の役割、ゲーム等の時間短縮がより多く重視されていることが分かる。TV やゲーム、スマホ、ケータイの利用時間の問題がより現実的なものとなっていることが推測される。地域間の差異では、浮羽町地区において図書館の役割から家族の役割へと重要視する対象が移行している。２４年当時では、距離的に近いこともあり図書館への期待度が高かったものと思われる。

問９　市立図書館を月に何回利用しますか

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	1～2回	21	21	20	18	42	39	32	23	25	22	57	45
2	3～5回	10	5	13	15	26	20	15	7	10	12	25	19
3	6～回	4	1	2	0	6	1	3	2	2	2	5	4
4	年に数回	20	19	27	33	50	52	28	28	26	25	54	53
5	ほとんど利用しない	23	23	50	29	85	52	23	32	46	46	69	78

市全体としては、市立図書館を利用する保護者が増加している。地区別にみると、浮羽町地区で利用がわずかに減少しているのに対し、吉井町地区では利用が増加し、より近距離の浮羽町地区の利用と同等（33%）となった。

市全体としては、保育園保護者と異なり、利用の度合いが減少している。地域間の差異では、浮羽町地区の利用度がより大きく下がっている。ただし、吉井町地域より利用度は高い。

問１０　市立図書館を利用しない理由は何ですか
（問９で行かないと答えた保護者のみ。）

		年長児保護者						小2保護者					
		浮羽町地域		吉井町地域		市内計		浮羽町地域		吉井町地域		市内計	
		H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29	H24	H29
1	読みたい本が無い	3	0	3	0	7	0	1	0	1	2	2	2
2	他の図書館に行く	1	0	5	0	6	0	2	0	3	1	5	1
3	興味がない	5	4	3	3	9	7	2	3	14	10	16	13
4	時間が無い	24	12	30	19	62	31	28	26	22	24	50	50
5	図書館が遠い	1	1	13	7	15	8	2	2	9	19	11	21
6	その他	4	8	8	5	15	13	2	3	4	6	6	9

市全体としては、「時間が無い」が主たる理由（50%強）とされている。吉井町地区は加えて「距離が遠い」が第２の理由に挙げられている。その他の理由としては、本の汚損や弟・妹のマナーを理由に利用を躊躇している意見が多い。「読みたい本が無い」とする回答は無くなり、市立図書館の蔵書の充実がうかがわれる。

市全体としては、距離的な問題を理由とする割合が高くなっているが、吉井町地域でのみ見られる傾向である。最大要因は、保育園保護者と同様、時間が無い、ということである。

うきは市子どもの読書活動推進協議会

1　協議会委員等

役　職	氏　　名	所属・役職等	選出団体等
会　長	永利　和則	福岡女子短期大学特任教授 元小郡市立図書館長	学識経験者
副会長	米倉　典子	うきは市小学校長会　小塩小学校長	小学校長会代表
委　員	佐藤　智水	うきは保育協会　遊林愛児園長	保育園（所）・ 幼稚園代表
委　員	高倉　満	うきは市中学校長会　浮羽中学校長	中学校長会代表
委　員	土岐　由香	うきは市学校図書館協議会 大石小学校司書	市学校図書館協議会 代表
委　員	大野　峰揮	うきは市小中学校ＰＴＡ連合会 副会長（吉井中学校ＰＴＡ会長）	市小中学校 PTA 代表
委　員	水城 ハル子	おはなし会かきの木　所属	ボランティア団体 代表
委　員	佐藤　和子	（ブックスタート実行委員会会長）	公　募
委　員	香月　祥宏	（おはなし会みつばち文庫所属）、 （図書館講座講師）	公　募
事務局長	瀧内　英敏	うきは市教育委員会　生涯学習課長	
事務局	権藤　精二	うきは市教育委員会　学校教育課長	
	松岡　美紀	うきは市福祉事務所 子育て支援係長	
	金子　信一	うきは市立図書館　館長	
	吉松　匡哉	うきは市立図書館　主事	

2　協議会等の経過

期　日	事　　項	内　　容
３月 ～4 月	関係機関施策等の 実施状況調査、集約	第１次計画の施策に関する成果 と課題の把握
7月 4日	第１回 事務局会 第１回 協議会	計画の概要検討、作成 計画の概要説明、審議
7月 ～8月	読書活動実態調査 実施、集約、分析	本市における子どもの読書活動 に関する状況の把握と分析
９月 13 日	第２回 事務局会 第２回協議会	実態調査分析、計画素案作成 実態調査結果・計画素案審議
11 月 30 日	第３回 事務局会 第３回協議会	計画案検討、作成 計画案審議
2月２３日	第４回 事務局会 第４回協議会	計画最終案検討、作成 計画最終まとめ

「うきは市子どもの読書活動推進計画」（第２次）

発行年月　　平成３０年４月
発　　行　　うきは市教育委員会
編　　集　　うきは市教育委員会生涯学習課
うきは市立図書館
〒839-1497　うきは市浮羽町朝田５８２－１
電話　０９４３－７７－３０５０